Annual Report
2026
北上信用金庫

まるみえ 見えしんきん

北上信用金庫の現況

展勝地公園

この街と生きていく。

北上信用金庫

信用金庫イメージキャラクター
信ちゃん鬼剣舞 Ver

プロフィール

◆ 事業区域・重点事業区域

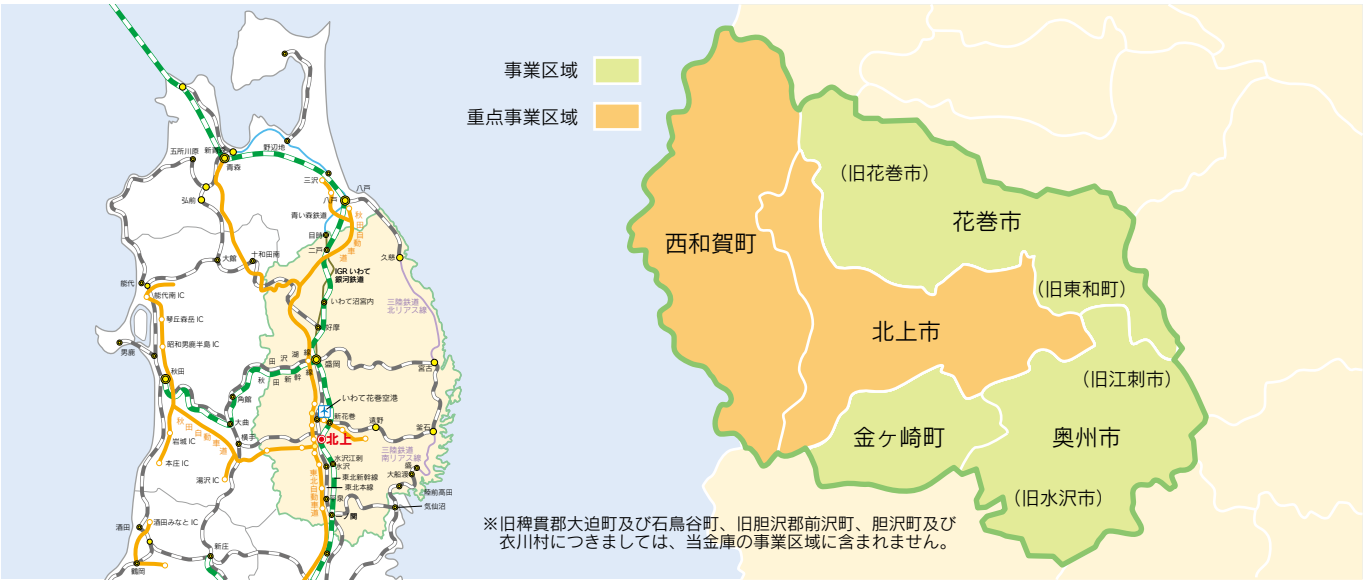

信用金庫とは

信用金庫は、中小企業や地元の方々を会員とする協同組織形態の金融機関で、地域の中小企業の経営や住民の生活に役立つ金融商品や金融サービスの提供に努めています。

協同組織金融機関は、会員の相互扶助を基本理念とする非営利法人で、信用金庫は、融資については原則として会員に限定されていますが、その他の業務については、預金、為替、公共料金などの金銭収納、保険の窓販等、一般の銀行とほとんど変わらない金融機能を備え、会員はもとより、会員以外の方とも広く取引しています。

北上信用金庫の概要（2026 年 3 月末現在）

- ◆ 名称 ……北上信用金庫
  （英文名称：The Kitakami Shinkin Bank）
- ◆ 創立 …… 昭和 23 年 9 月 3 日
- ◆ 常勤役職員数 …… 87 名（うち常勤役員 6 名）
- ◆ 店舗数 …… 9 店舗
- ◆ 総資産 …… 105,236 百万円
- ◆ 資金量 …… 100,975 百万円
- ◆ 常勤役職員 1 人あたりの資金量 …… 1,231 百万円
- ◆ 出資金 …… 316 百万円
- ◆ 会員勘定 …… 5,382 百万円
- ◆ 自己資本比率 …… 14.13％
- ◆ 会員数 ……10,347 名

北上信用金庫本店

経営理念

地域金融機関として
「中小企業の健全な発展」
「住民生活の向上」
「地域社会の繁栄」
の実現に貢献する

それが為われわれは、
相協力して経営をより堅実な発展性のあるものにしよう。
それが為われわれは、
相協力して職場をより明るい、楽しい働きがいのあるものにしよう。
それが為われわれは、
相協力して自分をより高い豊かな教養のあるものにしよう。

経営理念 …… 1
ごあいさつ …… 2
経営方針 …… 3
2025年度事業概況 …… 4
北上信用金庫SDGｓ基本方針 …… 5
地域密着型金融への取組み …… 7
当金庫のあゆみ …… 11
主な事業の内容／組織図 …… 12
役員／職員／報酬体系について …… 13
総代会制度と総代の選任について …… 14
総代と通常総代会について …… 15
経営の状況 …… 17
リスク管理債権の引当･保全状況 …… 28
自己資本の充実の状況等について …… 29
リスク管理態勢について …… 36
コンプライアンス態勢について …… 37
店舗のご案内 …… 40
キャッシュコーナーのご案内 …… 41
各種手数料のご案内 …… 43
ディスクロージャーの記載事項一覧 …… 45
信用金庫業界の主な関連団体のご案内 …… 46

北上信用金庫のマークのご紹介

北上信用金庫のマーク

北上信用金庫の略称「きたしん」からKSをモチーフにして個性的でシンプルなデザインを創作。ロゴとの組み合わせにも配慮しています。中央の曲線は北上川と和賀川を象徴する流動的な線を表現。色は安心感・やすらぎなどを感じさせるグリーンを基調に、赤のワンポイントでインパクトをもたせました。

当金庫の姿勢

当金庫は、昭和23年9月の創業以来、協同組織の金融機関として長年にわたり地域に根差し、「地域金融機関として『中小企業の健全な発展』、『住民生活の向上』、『地域社会の繁栄』の実現に貢献する」を経営理念に掲げ、相互扶助の精神を常に念頭におき、地域社会との共存共栄を図りながら、社会的使命とその役割を果たしてまいりました。

この姿勢は、今後も何ら変わることなく、地域の皆様から「愛され」、「信頼される」地域金融機関として、健全経営に徹するとともに、より一層の良質な金融商品とサービスの提供に努めてまいります。

ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も北上信用金庫に対する皆様のご理解を深めていただくとともに、今後一層のご愛顧を願ってディスクロージャー誌「まる見えしんきん 2026」を作成いたしました。

2025 年度は消費の持ち直しや設備投資の回復等により緩やかな回復基調を維持しましたが、為替・原材料価格の変動、世界的な地政学リスク等により不確実性が残る状況でした。

そのような中、当金庫は新たに中期 3 か年経営計画「Challenge to Change「革新への挑戦」～選ばれる金庫になるために～（2024 年度～ 2026 年度）」を定め、「人財育成」「収益確保」「顧客満足」の 3 つを経営重点方針として掲げ、当金庫に関わる全てのステークホルダーが当金庫に満足していただけることを目指して革新を恐れず挑戦してまいりました。

その結果、当金庫の実績は、厳しい経営環境ではありましたが、預金積金は期中平均残高で 1,052 億円、貸出金は、期中平均残高で 498 億円となりました。収益面では、業務収益ベースで 1,682 百万円となり、当期純利益は、111 百万円を計上いたしました。

健全性を示す自己資本比率については、14.13％となり、国内基準の 4.00％を大きく上回る高い水準を維持しており、引き続き健全な資産状態にあります。

当金庫では、「内部統制基本方針」に基づきガバナンスやコンプライアンス態勢、リスク管理態勢等、内部管理態勢のさらなる充実・強化に努めております。

当金庫と取引いただいている中小企業者・個人のお客様の支援を充実させ、円滑な金融仲介機能の発揮とコンサルティング機能の強化により、中小企業の育成に取組み、お客様本位の良質な金融サービスの提供と地域貢献の取組みを継続し、地域社会の繁栄に貢献してまいる所存であります。今後とも、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

2026 年 7 月

理事長　木村　幸男

中期経営計画

Challenge to Change

「革新への挑戦」
～選ばれる金庫になるために～

（2024 年度～ 2026 年度）

◆計画理念

当金庫経営理念に基づき、地域･お客様との信頼関係を築き、地域･お客様が抱える課題解決に尽力し、地域社会全体の発展とお客様の幸せ作りに貢献するため、当金庫は、革新に挑戦します。

◆基本方針

中期３か年経営計画に基づき、「顧客に選ばれる、地域に選ばれる、職員に選ばれる信用金庫」となるために当金庫は、革新に挑戦します。

◆重点戦略

中期３か年経営計画の最終年度である本年度は「Challenge to Change 革新への挑戦 Change3」として、革新を行ってまいります。

信用金庫イメージキャラクター
信ちゃん鬼剣舞 Ver

2025年度事業概況

2025年度事業概況

2025 年度は消費の持ち直しや設備投資の回復等により緩やかな回復基調を維持しましたが、為替・原材料価格の変動、世界的な地政学リスク等により不確実性が残る状況でした。

そのような中、当金庫は新たに中期 3 か年経営計画「Challenge to Change「革新への挑戦」～選ばれる金庫になるために～（2024 年度～ 2026 年度）」を定め、「人財育成」「収益確保」「顧客満足」の 3 つを経営重点方針として掲げ、当金庫に関わる全てのステークホルダーが当金庫に満足していただけることを目指して革新を恐れず挑戦してまいりました。

2025年度の業績

◆預金積金

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、お客様の目的に応じた預金商品の開発とサービスの一層の充実を図っております。

預金積金残高は、前期比 1,415 百万円減少の 100,975 百万円となりました。

預金積金残高のうち個人預金が 70.3%を占めております。

◆貸出金

地元のお客様よりお預け入れいただいた大切なご預金は、地元で事業を営む事業者や個人のお客様にご融資することで、地域社会に還元しております。

貸出金残高は、前期比 200 百万円減少の 50,250 百万円となりました。

貸出金残高のうち、事業を営む事業者は 75.9%、個人の方は 24.1%を占めております。

◆収益性

収益の状況につきましては、経常利益は 134 百万円、当期純利益は 111 百万円となりました。本業の利益を示す業務純益は 318 百万円となりました。

◆預金積金及び貸出金残高の推移

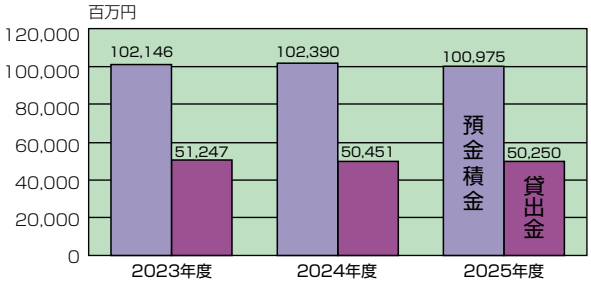

◆収益性　業務純益／経常利益／当期純利益

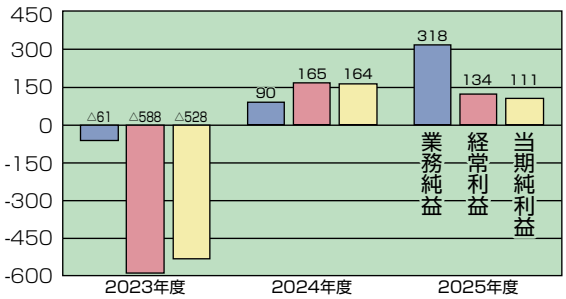

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	第 74 期 2021 年度	第 75 期 2022 年度	第 76 期 2023 年度	第 77 期 2024 年度	第 78 期 2025 年度
経常収益	1,338,835 千円	1,385,607 千円	1,376,937 千円	1,668,104 千円	1,733,381 千円
経常利益 （又は経常損失（△））	106,004 千円	55,472 千円	△ 588,050 千円	165,545 千円	134,395 千円
当期純利益 （又は当期純損失（△））	115,571 千円	56,801 千円	△ 528,588 千円	164,684 千円	111,800 千円
出資総額	354 百万円	337 百万円	330 百万円	326 百万円	316 百万円
出資総口数	709,858 口	675,293 口	660,121 口	653,994 口	632,289 口
純資産額	5,599 百万円	4,980 百万円	4,536 百万円	3,995 百万円	3,604 百万円
総資産額	107,751 百万円	108,454 百万円	107,625 百万円	106,691 百万円	104,964 百万円
預金積金残高	100,838 百万円	102,506 百万円	102,146 百万円	102,390 百万円	100,975 百万円
貸出金残高	51,840 百万円	51,751 百万円	51,247 百万円	50,451 百万円	50,250 百万円
有価証券残高	28,216 百万円	29,087 百万円	27,274 百万円	26,170 百万円	26,210 百万円
単体自己資本比率	13.91%	13.63%	12.86%	13.83%	14.13 %
出資に対する配当金 （出資1口当たり）	7,042,587 円 （10 円）	6,703,632 円 （10 円）	6,513,507 円 （10 円）	6,432,291 円 （10 円）	6,123,165 円 （10 円）
役員数	12 人	13 人	13 人	13 人	12 人
うち常勤役員数	6 人	7 人	7 人	7 人	6 人
職員数	84 人	82 人	83 人	81 人	81 人
会員数	11,977 人	11,032 人	10,857 人	10,595 人	10,347 人

（注）残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
（注）2013 年度以降の自己資本比率は新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）に対応した値です。

北上信用金庫SDGs 基本方針

北上信用金庫は、国連が提唱するSDG s（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、地域金融機関としての経営理念に基づき、「経済」「社会」「環境」の各分野において地域の特性を活かした取組みを進め、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

SDGs「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」

SDG s とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰も置き去りにしない」という基本理念の元、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。

主な取組み事例

地域経済の活性化

お客様の課題解決支援やお客様本位の商品・サービス提供を実践し、地域経済の活性化に積極的に取組んでまいります。

■課題解決型金融の実践

- 各種補助金の申請支援
- 経営者セミナーの開催
- きたしん次世代経営塾の開催
- 若手リーダー強化セミナーの開催
- 創業セミナーの開催支援
- よろず支援拠点出張相談会
- 岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定
- ビジネスマッチへの出展支援
- きたしん「ツ・ナ・グ」（ビジネスマッチングサービス）
- 事業者応援プロジェクト支援

■自治体等との連携

- 地域経済活性化に向けた包括連携協定（北上市、西和賀町、金ヶ崎町）
- 地域経済の発展を目的に㈱東北銀行との包括業務連携に関する協定
- 養蚕イノベーション創出プロジェクト「モスラ復活大作戦」
- 西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 日高見の国地域振興ファンド設立（北上市、西和賀町）
- 株式会社アベヤスとの業務協力協定
- 北上商工会議所と中小企業の経営支援に関する連携協定

◆北上市とのネーミングライツ・パートナー契約

◆窓口支援システムの導入

北上信用金庫SDGs 基本方針

地域社会への貢献

地域の一員として積極的に地域貢献活動に取組み、豊かな地域社会の実現を目指してまいります。

■金融サービスを通じた取組み

- きたしんカスタマーセンター
- 保険販売を通じた共同寄付（フコクしんらい生命保険㈱）
- アフラック生命保険株式会社との小児がん支援寄付企画
- 年金相談会の開催
- 「遺言の日」無料相談会の開催

■地域の安心・安全に向けた取組み

- 特殊詐欺被害防止活動の実施
- 「北上市高齢者見守りネットワーク事業」への参加
- 認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成
- 交通安全街頭指導
- 日本赤十字社岩手県支部北上市地区有功会への加入
- ペットボトルキャップの回収（ワクチン寄贈団体へ寄付）

■地域貢献活動

- 少年スポーツ大会等の開催・協賛
  （サッカー大会、野球大会、ソフトテニス大会等）
- しんきんマネースクールの開催
- 「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～」への参加
- よいこのお絵かき大会
- 文化講演会の開催
- 西和賀町とのネーミングライツ・パートナー契約
- 北上市とのネーミングライツ・パートナー契約
- ランフェス北上、錦秋湖マラソン等　ボランティア活動
- こどものみらい古本募金への参加

◆スノーバスターズ

◆こどものみらい古本募金

◆みちのく芸能まつりへの参加

地域環境の保全

役職員全員が環境に配慮した活動や商品・サービスの提供を行うことにより地域環境の保全に取組んでまいります。

■金融サービスを通じた取組み

- 通帳レス口座の推進
- 環境に配慮したローンの取扱い及び金利優遇
  （エコカー、環境配慮型住宅等への対応）

■環境に配慮した事業活動

- 電気・排気ガス・紙使用量削減の取組み
- ペーパーレス化への取組み
- 当金庫廃棄物の再資源化
- レジ袋（ビニール袋）の廃止
- エコバックの配付
- カレンダー包装紙として古紙を利用
- クールビズ・ウォームビズの実施
- 地域の美化・清掃活動等の実施

◆きたかみしんきんボールパーク美化活動
（信用金庫の日）

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～地域密着型金融への取組み～

1 取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

創業・新事業支援

◆「日高見の国地域振興ファンド」による事業者支援及び創業支援

地域内の創業促進及び創業間もない企業の成長を支援し、現在２先に対して投資をしております。ファンドを償還した先についても地域に根差した事業活動を継続しており、当金庫はファンド出資期間のみならず、償還後も本業支援や経営相談を通じた支援を継続しております。

また、2025 年度も「創業塾支援」を北上市等と共催し、創業後も成長ステージへの展開および持続的発展の可能性を高めることを目的とし、２期 26 名の受講者の支援を行いました。

経営改善支援・事業承継等経営相談支援

◆事業承継支援

「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、「事業承継診断」を「事業承継診断シート」を用いて実施しました。後継者候補の有無や事業承継の準備状況や課題を把握し、同センターと協力し、事業承継に向けた助言を行いました。また、北上商工会議所と共催で、全国的に大きな課題である「事業承継」について課題解決に積極的に取り組むべく、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部を講師に招き、昨年に引き続き支援機関合同で勉強会（全３回）を開催しました。北上信用金庫、北上商工会議所、西和賀商工会、日本政策金融公庫、北上市、西和賀町が参加し、多くの支援機関が「事業承継」に対して知識を深めることや、各支援機関の連携強化も目的の一つとし、事業承継の様々な課題に取り組んでいく体制を整備しました。

◆連携協定

令和７年６月、北上商工会議所と地域事業者の経営支援を通じて地域経済の安定・発展に寄与していくことを目的に「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結しました。「ビジネスマッチ東北」を活用した北上商工会議所グループ出展による販路拡大支援の他、創業者に対する創業資金と補助金申請での連携支援を行いました。

◆事業者支援

令和３年度に運用開始し課題解決に特化した、きたしん『ツ・ナ・グ』（ビジネスマッチングサービス）に、2025 年度は 41 件の登録（相談）と、9 件が課題解決となった実績があり、今後も取引先の課題解決ツールとして、充実を図ってまいります。

販路拡大支援

◆ビジネスマッチへの出展支援

令和７年 11 月開催の「ビジネスマッチ東北 2025」では、出展企業にサポート職員を配置し、成約率向上と販路拡大に向けて支援を行いました。また、都内で 10 月開催の「第 14 回さわやか信用金庫物産展」への出展者へのサポート職員を配置し、周知活動や販路拡大支援を行いました。

◆「とうぎん・もりしん・きたしん・ＬｉＶｉＴマルシェ」

東北銀行と「包括業務提携に関する協定」を締結したことをきっかけに、JR 盛岡駅において地域の特産品を販売する「とうぎん・もりしん・きたしん・ＬｉＶｉＴマルシェ」を東北銀行、盛岡信用金庫、JR 東日本東北総合サービス㈱と共同で主催しました。当金庫からは１先の取引先が参加し、盛岡エリアでの販路拡大、観光客への PR を支援しました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～地域密着型金融への取組み～

2 地域の面的再生への積極的な参画

持続可能なまちづくりの実現に向けた人材育成事業への参画、地域社会への金融知識の普及

◆展勝地公園桜守事業への参加

令和７年６月に北上市による「展勝地公園桜守事業」に当金庫役職員が参加し、講習会を受講しました（桜並木、公園内の桜の軽剪定は雨天の為中止）。2022 年２月に信金中央金庫の創立 70 周年事業として企業版ふるさと納税を活用し「展勝地桜並木長寿命化事業」へ寄附をしており、今後も継続して展勝地の桜の維持管理に関わります。

◆「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～ 2025」

青少年育成事業について、小学校高学年を対象としたお仕事体験イベント「鬼っジョブ～北上おしごとパーク～ 2025」が開催され、当金庫も金融機関部門で参加し、信用金庫の役割と仕事の説明、お札の数え方、お金の重さ体験、信用金庫クイズなどを行い、約 40 名の生徒が体験しました。

◆ SDGｓ定期預金キャンペーン及びフコクしんらい生命株式会社との SDGｓにかかる共同寄付について

持続可能な開発目標の達成に向けた取組みの強化、信用金庫が所在する地域社会への貢献を目的として、定期預金契約及び保険販売を通じた共同寄附の取り組みを開始しました。

3 地域やお客様に対する積極的な情報発信

○当金庫ホームページ･ディスクロージャー誌･インスタグラムにおいて様々な情報発信を行っております。

◆ 2025 年度経営改善支援への取組み状況

当金庫は、中期3か年経営計画において、金庫の一番の強みである地域とのつながりを活かしながら、お客様や地域の成長･発展に資する取組みを推進していくことにより、金庫の存在感･企業価値を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指すことを理念として掲げ、様々な取組みを行っております。

地域のお取引先様の経営改善支援につきましては、本部総合支援部と営業部長および副部長で組織した中小企業相談支援チームが主体となり、支援先企業の経営改善の強化に取組みました。2025年度は、支援先企業16先、うち4先を強化支援先に指定し、営業部と連携を図り支援に取組みました。また、外部機関も利用して経営改善に取組んでおります。（よろず支援拠点※1相談会12回開催（述べ50先））

■ 2025 年度地域密着型金融の取組み実績

（単位：先）

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 B	うちランクアップ先数 C	うち再生計画策定先数 D	経営改善支援取組み率 B／A	ランクアップ率 C／B	再生計画策定率 D／B
1,098	16	0	14	1.4%	0.0%	87.5%

（単位：先）

創業・新事業支援融資先数	11	日高見の国地域振興ファンド支援先数	2	よろず支援拠点活用	50	事業承継支援先数	7

※1 よろず支援拠点～中小企業庁の「中小企業･小規模事業者ワンストップ総合支援事業」に基づき整備するもので、「中小企業･小規模事業者のための経営相談所」として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる悩みの相談に対応しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～中小企業者等金融円滑化への取組み～

地域金融円滑化のための基本方針

北上信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1．取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2．金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

①態勢整備を図るため理事会等において決議した事項

・本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程等の策定

・本部に金融円滑化管理責任者、営業店に金融円滑化管理担当者及び相談窓口担当者等の配置

②お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備

・中小企業相談支援チームを配置し、信用保証協会や中小企業活性化協議会等との連携により支援に取り組んでおります。

③お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等

・毎年度、本部・営業店の融資担当職員を「目利き力養成研修」、「企業再生支援実践講座」などの外部研修に派遣し目利き能力の向上に努めております。

3．他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4．お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談に対応するため、次の相談窓口を設置しておりますので、ご利用ください。

受付時間	午前９時から午後３時（月～金）。なお、電話でのご相談は午後５時まで受付いたします。
営業店	本店　藤根支店　西和賀支店　常盤台支店　大堤支店　北上駅前支店（本店へお問い合わせください） 柳原支店　むらさきの支店　東支店

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況
～中小企業者等金融円滑化への取組み～

■貸付の条件の変更等の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
［中小企業のお客様向けの貸付け債権］

（単位：件）

	2025年度
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,060
うち、実行に係る貸付債権の数	1,024
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2
うち、審査中の貸付債権の数	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	28

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
［住宅資金お借入のお客様向け貸付債権］

（単位：件）

	2025年度
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	26
うち、実行に係る貸付債権の数	23
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0
うち、審査中の貸付債権の数	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	3

■金融円滑化に関する当金庫の支援体制

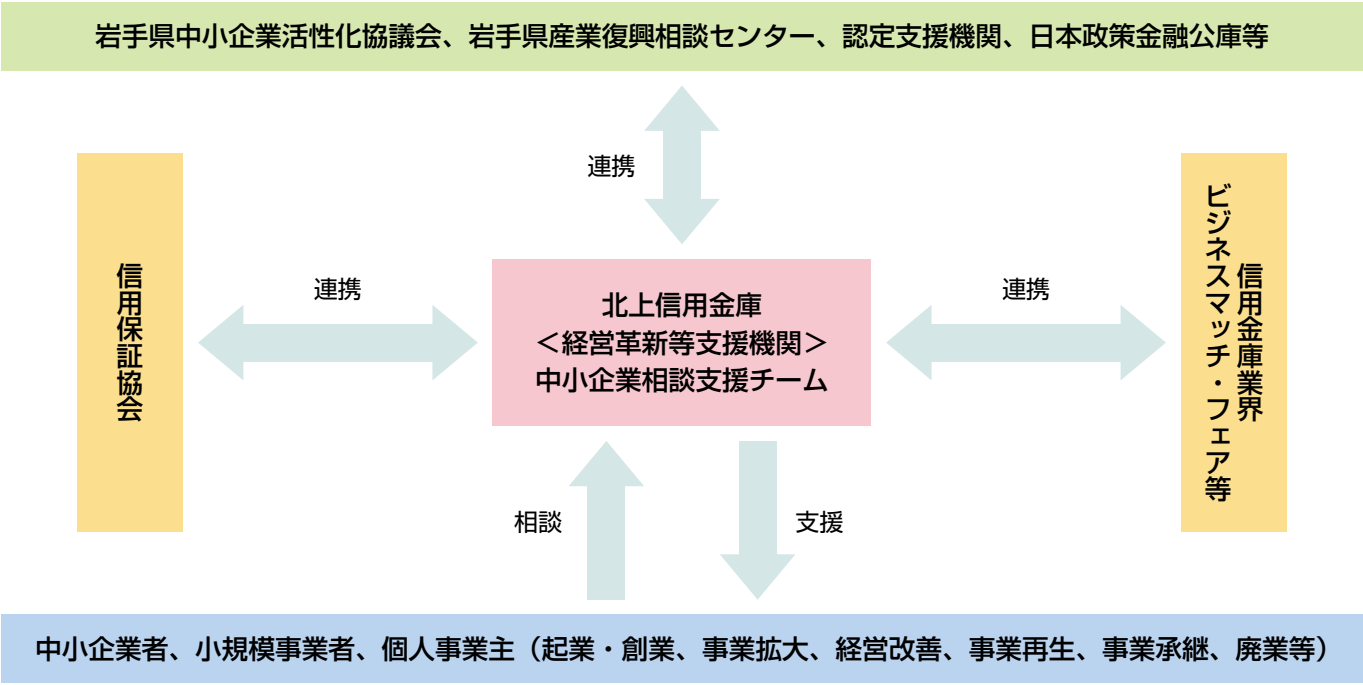

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2025 年度
新規に無担保で融資した件数	269 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	52.33%
保証契約を解除した件数	0 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0 件

当金庫のあゆみ

◆昭和のあゆみ

昭和23年	9月	市街地信用組合法による黒澤尻信用組合設立
25年	4月	中小企業等協同組合法による組合に改組
27年	6月	信用金庫法による黒澤尻信用金庫に改組
29年	8月	北上市制施行により北上信用金庫と改称
31年	4月	藤根出張所開設（昭和36年6月支店昇格）
33年	12月	湯田町、沢内村を事業区域に拡張
37年	6月	西和賀支店開設
39年	3月	岩手県収納代理金融機関の指定受ける
	4月	北上市指定代理金融機関の事務取扱開始
43年	2月	北上手形交換所設立、同交換所に加盟
45年	7月	花巻市、水沢市、江刺市、胆沢郡金ヶ崎町、和賀郡東和町を事業区域に拡張
	9月	本店を現在地に新築移転
46年	4月	全国の銀行等と為替取引業務開始
49年	9月	常盤台支店開設
51年	10月	全しんきんシステムオンライン為替開始
52年	2月	藤根支店を現在地に新築移転
	6月	大堤支店開設
53年	4月	藤根支店が江釣子村の指定代理金融機関に、また和賀町の収納代理金融機関の指定受ける
	6月	北上駅前支店開設
54年	3月	沢内村と収納代理金融機関の契約締結
	4月	両替商業務の取扱開始
56年	9月	柳原支店開設
57年	2月	西和賀支店が湯田町指定金融機関の指定受ける
	12月	北上駅前支店が新築移転
59年	12月	証券業務（国債の募集・保護預り業務）取扱開始
	12月	むらさきの支店開設
61年	7月	西和賀支店を現在地に新築移転
62年	12月	本店が日本銀行仙台支店と当座預金取引開始
63年	11月	本店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける

◆平成のあゆみ

平成元年	7月	藤根支店、西和賀支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
2年	7月	常盤台支店、北上駅前支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
3年	7月	大堤支店、むらさきの支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
4年	7月	柳原支店が日本銀行歳入代理店の承認受ける
5年	6月	定期預金金利完全自由化
	7月	東支店を開設
8年	4月	東日本建設業保証㈱業務代理の取扱開始
	7月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて、インターネット上にホームページを開設
	9月	常盤台支店を現在地に新築移転
10年	8月	サンクス北上藤根店出張所（ATM機）開設
11年	3月	郵便貯金カードへの現金自動機開放を提携
12年	3月	さくら野北上店出張所（ATM機）開設
	12月	しんきんATMゼロネットサービス取扱開始
13年	3月	本店でスポーツ振興くじ（toto）の当選金払戻し業務開始
	11月	北上駅出張所（ATM機）開設
14年	1月	県内ではじめて正月三が日のATM稼動を実施
	10月	生保窓販業務取扱開始
15年	6月	個人向け国債等の募集取扱開始
	10月	岩手県内に本店を置く金融機関としてはじめて法人向けインターネットバンキングサービス開始
16年	6月	国民生活金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	7月	中小企業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	12月	農林漁業金融公庫と業務連携・協力に関する覚書締結
	12月	決済用普通預金の取扱開始
17年	11月	北上金属工業協同組合出張所（ATM機）開設
18年	1月	4業態ATM相互入金業務取扱開始
	11月	アメリカンワールド共同出張所（ATM機）開設
19年	1月	セブン銀行とのATM提携を開始
	3月	沢内共同出張所（ATM機）開設
	7月	スーパーオセン北上店共同出張所（ATM機）開設
20年	2月	西和賀町指定金融機関の指定を受ける
	6月	イオン銀行とのATM提携を開始
21年	4月	岩手県立中部病院共同出張所（ATM機）開設
	7月	しんきん携帯電子マネーチャージサービス取扱開始
24年	5月	ICキャッシュカード取扱開始
	5月	ジョイス北上鬼柳店共同出張所（ATM機）開設
	8月	JR東日本の駅のATMコーナー「VIEW ALTTE」（ビューアルッテ）における当金庫のキャッシュカード取扱開始
	12月	M&A仲介業務の取扱開始
25年	2月	中小企業の新たな事業活動の推進に関する法律に基づき、経営革新等支援機関として認定を受ける
	2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
26年	9月	北上市と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
	11月	西和賀町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
28年	11月	金ヶ崎町と「地域経済活性化に向けた包括連携協定」を締結
29年	5月	日本政策金融公庫農林水産事業の本部と県内信用金庫では初めて「CDSに関する基本契約」を締結
	6月	「信用金庫社会貢献賞」「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
31年	2月	日高見の国地域振興ファンドの設立
	2月	岩手日報・47CLUBとの地域産業振興に関する連携協定調印

◆令和のあゆみ

令和元年	9月	通帳レスサービス取扱開始
2年	4月	出資証券の電子化による証券不発行を開始
2年	5月	柳原支店を現在地に新築移転 きたしんローンプラザを柳原支店に開設（毎週日曜日開催）
2年	6月	県内6信用金庫による「SDGs共同宣言」
2年	12月	岩手県信用金庫協会と岩手県行政書士会との「包括的連携に関する協定書」を締結
3年	4月	WEB完結ローン取扱開始
4年	2月	ビジネスマッチングサービスきたしん「ツ・ナ・グ」取扱開始
5年	3月	株式会社東北銀行と「包括業務連携に関する協定」を締結
	7月	株式会社アベヤスとの協力基本協定締結
	10月	店舗内店舗化の営業開始（北上駅前支店が本店へ）
6年	4月	営業部制開始 ローンプラザからカスタマーセンターへ改名
7年	6月	北上商工会議所と「中小企業の経営支援に関する連携協定」を締結

黒澤尻大字町分所在当時の北上信用金庫本店
（昭和28年5月16日～昭和45年8月31日）

当金庫の概要 ～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

主な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記１～３の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
(1) 債務の保証又は手形の引受け
(2) 有価証券（(5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
(3) 有価証券の貸付け
(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
(6) 短期社債等の取得又は譲渡
(7) 次に掲げる者の業務の代理
・独立行政法人住宅金融支援機構
・株式会社日本政策金融公庫
・独立行政法人中小企業基盤整備機構
・日本酒造組合中央会
・一般社団法人しんきん保証基金
・一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
・一般財団法人建設業振興基金
・一般社団法人全国石油協会
・日本銀行
・独立行政法人福祉医療機構
・年金積立金管理運用独立行政法人
・東日本建設業保証株式会社
・独立行政法人勤労者退職金共済機構
(8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ　金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
(9) 次に掲げる信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
信金中央金庫
(10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(12) 振替業
(13) 両替
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記４により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
(1) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
(2) 保険業法（平成７年法律第 105 号）第 275 条第１項により行う保険募集
(3) 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）により行う業務
(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
(5) 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 58 条第２項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

■組織図

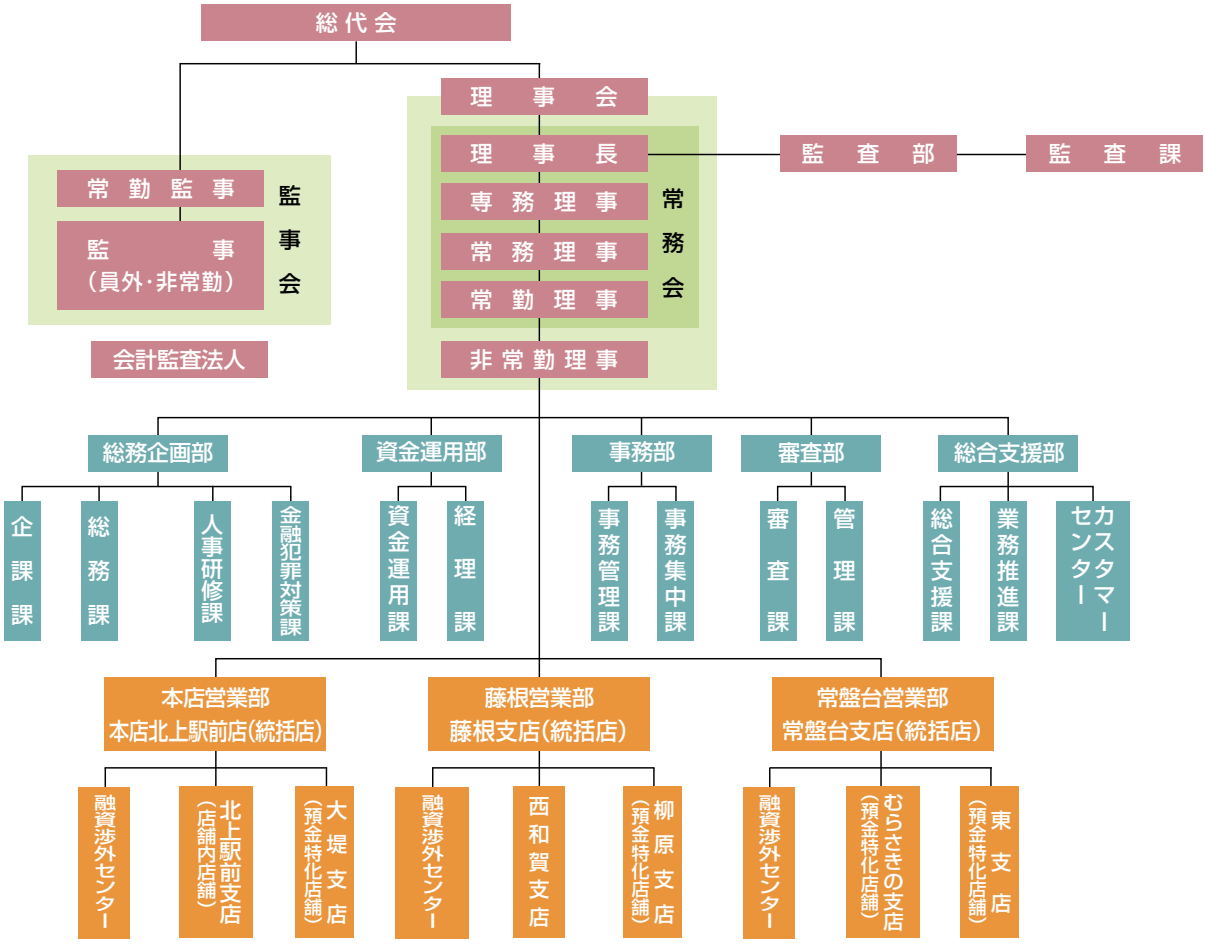

当金庫の概要 ～北上信用金庫の事業と組織のあらまし～

■ 役員

◎理事長（代表理事）　木村　幸男
◎専務理事（代表理事・審査部長・事務部長）阿部　克紀
◎常務理事（代表理事・資金運用部長）　藤原　康史
◎常勤理事（本店営業部長）　佐藤　実
◎理　事　髙橋　智
◎理　事　佐藤　直也
◎理　事　八重樫徹子
◎理　事　髙橋　克史
◎常勤監事　佐藤　義伸
◎監　事　今野　好孝
◎監　事　齋藤　賢也
（2026年6月末現在）

※理事　髙橋智、佐藤直也、八重樫徹子、髙橋克史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※監事　齋藤賢也は信用金庫法第 32 条第 5 項に定める員外監事です。

■ 職員

	第74期 2021年度	第75期 2022年度	第76期 2023年度	第77期 2024年度	第78期 2025年度
職員数	84 名	82 名	83 名	83 名	81 名
うち男子	50 名	51 名	50 名	47 名	47 名
うち女子	34 名	31 名	33 名	36 名	34 名
平均年齢	37 歳 11 ヵ月	37 歳　9 ヵ月	37 歳　4 ヵ月	39 歳　5 ヵ月	36 歳　3 ヵ月
うち男子	39 歳　4 ヵ月	39 歳　1 ヵ月	38 歳　7 ヵ月	39 歳　7 ヵ月	39 歳　7 ヵ月
うち女子	33 歳　6 ヵ月	32 歳 11 ヵ月	32 歳 10 ヵ月	31 歳　1 ヵ月	31 歳　7 ヵ月
平均勤続年数	17 年　2 ヵ月	16 年　9 ヵ月	16 年　3 ヵ月	17 年　1 ヵ月	15 年　2 ヵ月
平均給与月額	269 千円	272 千円	263 千円	278 千円	272 千円

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法等を規程で定めております。

(2) 2025 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	82

（注）1．対象役員に該当する理事は 6 名、監事は 1 名です（期中に退任した者を含む）。
2．上記の内訳は、「基本報酬」67 百万円、「賞与」6 百万円、「退職慰労金」は 9 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた賞与引当金の合計額です
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号並びに第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2025 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」は 、2025 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．2025 年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 子会社等

該当ございません。

総代会機能をご理解いただくために
～総代会制度と総代の選任について～

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任及び総代選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会やお客様アンケートなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

総代とその選任方法について

（1）総代の任期・定年

・総代の任期は3年です。
・総代の重任は妨げません。
・総代の定年は満80歳です。但し、任期の途中で年齢が80歳に達した場合は、その任期の満了をもって終わるものとします。
・総代の定数は70人で、会員数に応じて各選任区域毎に定められております。なお、2026年3月末現在の会員は10,347人で、2026年6月末現在の総代数は69人です。

（2）総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

◎総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

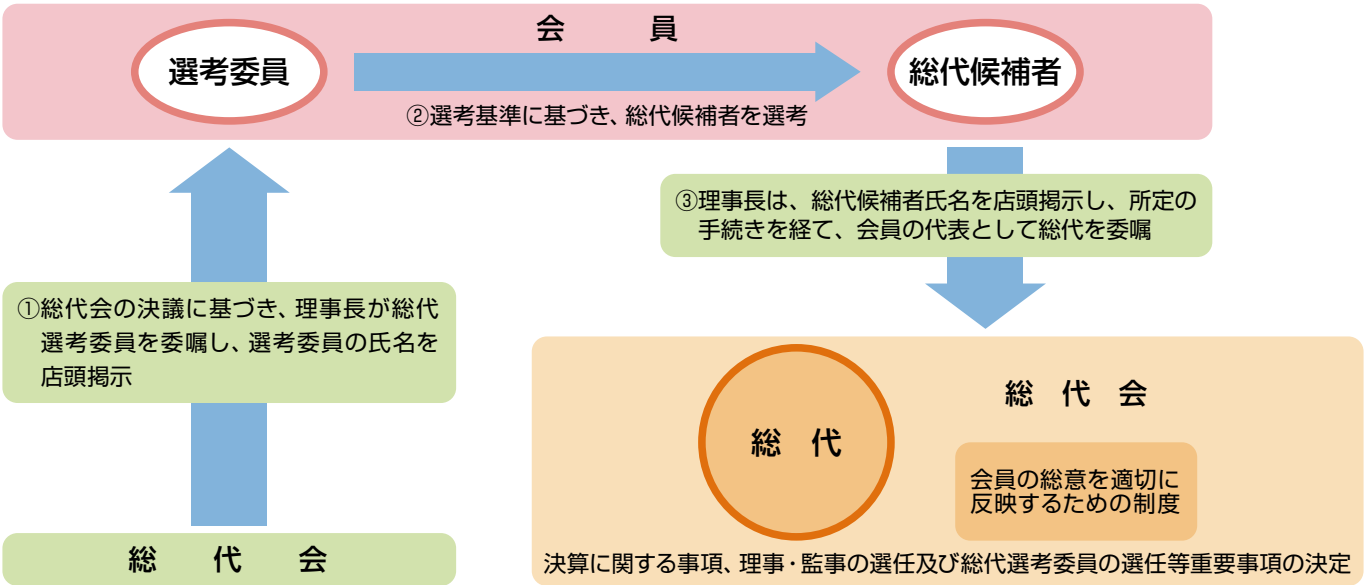

注 ▶総代候補者選考基準

①資格要件
・当金庫の会員であること

②適格要件
・総代としてふさわしい見識を有している者
・良識をもって正しい判断ができる者
・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
・その他総代選考委員が適格と認めた者

▶会員の資格

①当金庫の地区内（北上市、花巻市（旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く。）奥州市（旧胆沢郡前沢町、胆沢町及び衣川村を除く。）、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ケ崎町に住所または居所を有する者
②当金庫の地区内に事業所を有する者
③当金庫の地区内において勤労に従事する者
④当金庫の地区内に事業所を有する者の役員及びこの金庫の役員

ただし、①または②に該当する個人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除く。
また、①または②に該当する法人にあっては、常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、資本の額または出資の総額が9億円を超える事業者を除く。
なお、会員は出資1口（出資1口の金額500円）以上を有し、出資額は5,000円以上でなければならない。

総代と通常総代会について ～総代会の状況のご報告～

総代が選任されるまでの手続きについて

総代は３ステップを踏んで選任されます

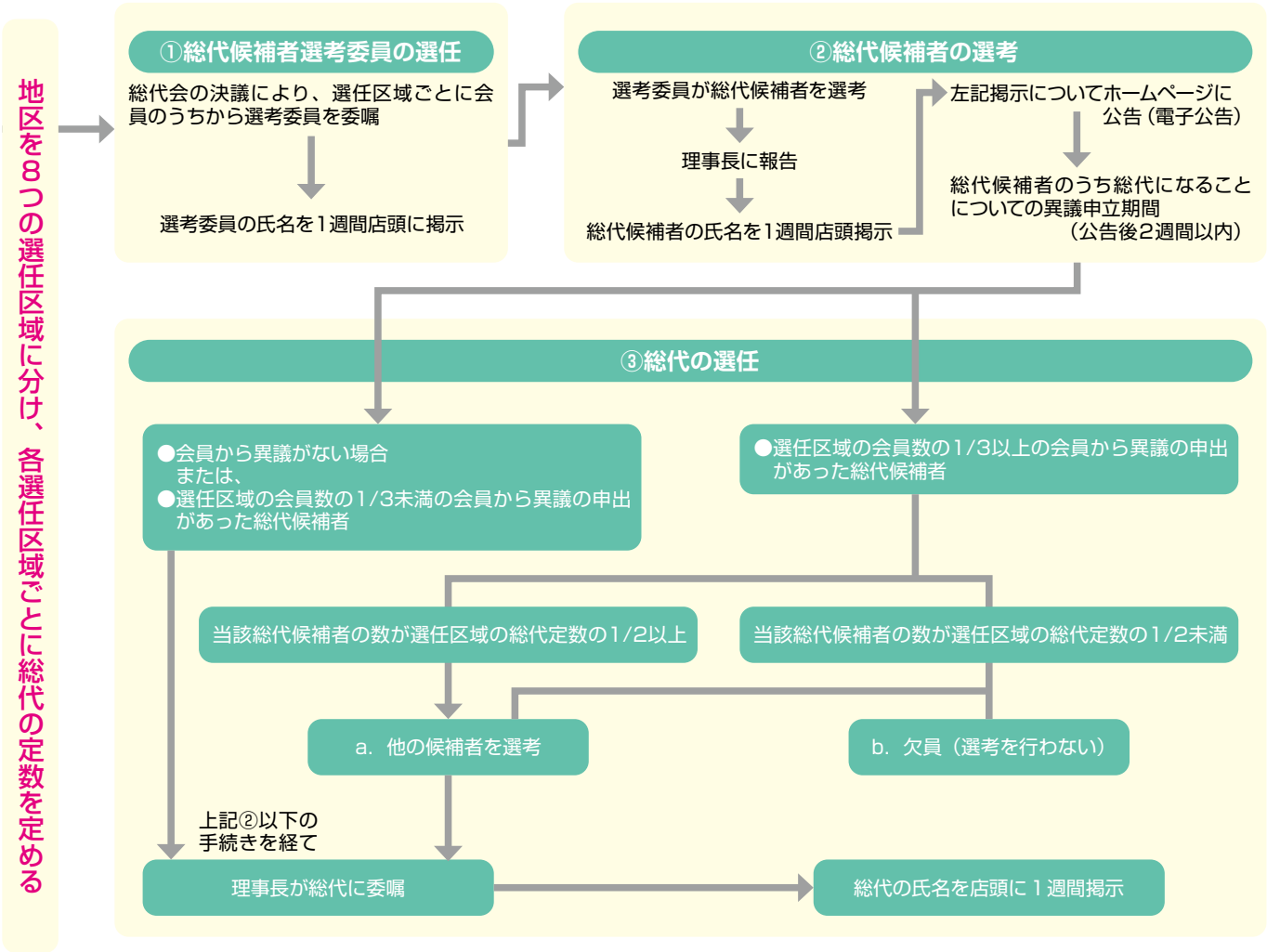

第 78 回通常総代会（2026 年 6 月 19 日開催）決議事項

第 78 回通常総代会において、次の事項について報告並びに付議いたしました。

報告事項

第 78 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

（1）監査報告の件

（2）業務報告、貸借対照表および損益計算書の報告の件

決議事項

第 1 号議案　第 78 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）剰余金処分案の承認を求める件

第 2 号議案　所在不明会員の除名に関する件

第 3 号議案　理事の任期満了に伴う選任の件

第 4 号議案　総代候補者選考委員 1 名選任の件

第 5 号議案　退任理事に対する退職慰労金支給の件

以上の議案について、原案通り承認されました。

総代と通常総代会について ～総代会の状況のご報告～

選任区域ごと会員数および総代数

第１区 北上市常盤台・堤ヶ丘・藤沢・町分・しらゆり・さくら通り・川岸・中野町・上野町・孫屋敷・里分・小鳥崎・黒沢尻・立花・黒岩・湯沢・平沢・口内町

第２区 北上市本通り・花園町・諏訪町・本石町・幸町・柳原町・有田町

第３区 北上市青柳町・新穀町・芳町・大曲町・鍛冶町・九年橋・大通り・若宮町

第４区 北上市飯豊・村崎野・成田・二子町・更木・臥牛・流通センター・北工業団地・花巻市（旧稗貫郡大迫町及び石鳥谷町を除く）

第５区 北上市鬼柳町・上鬼柳・下鬼柳・大堤・相去町・稲瀬町・奥州市（旧胆沢郡前沢町・胆沢町及び衣川村を除く）・胆沢郡金ヶ崎町

第６区 北上市上江釣子・下江釣子・滑田・新平・鳩岡崎・北鬼柳

第７区 北上市和賀町

第８区 和賀郡西和賀町

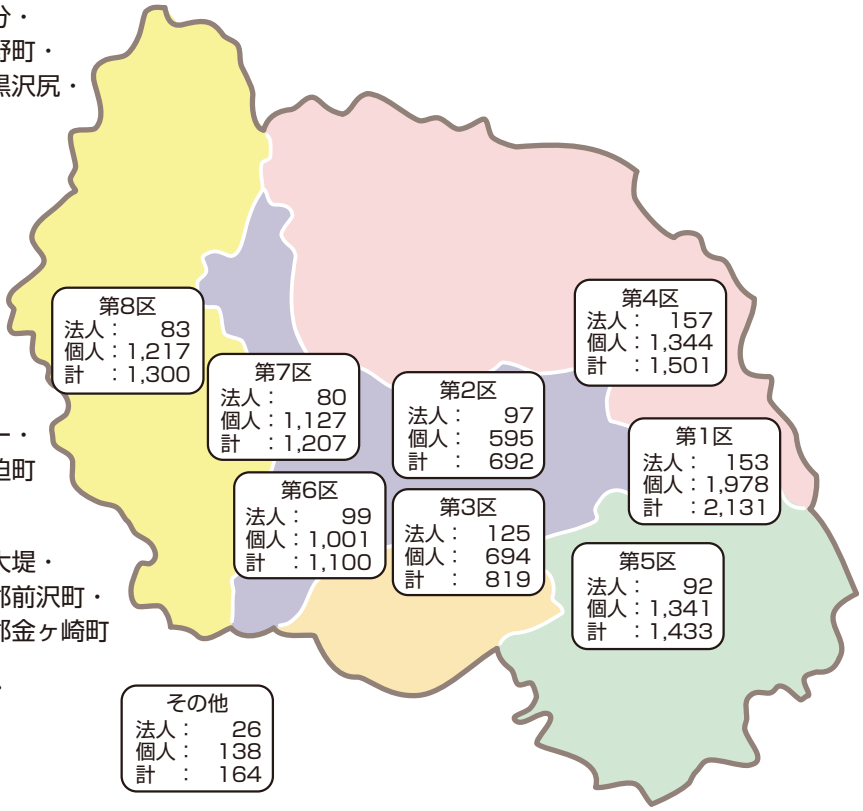

※2026年6月末現在

◆総代のご紹介

※氏名の後の数字は総代への就任回数です

選任区域	総代数等	氏名
第１区	14名（定員14名）	阿部吉夫⑩、藤原澄夫⑧、佐々木信雄⑧、阿部大司⑥、小菅誠⑤、菅原浩一⑤、小松一男④、後藤功④、伊藤久哉④、谷村康弘④、菊池充②、浅井智則②、依田英逸①、小菅順司①
第２区	4名（定員5名）	小原正至⑦、八重樫守民⑤、片方寛之②、伊藤桂樹②
第３区	6名（定員6名）	片方秀也⑨、千田和秋④、小瀬川泰志③、石川博文③、高橋良誠①、阿部裕明①
第４区	10名（定員10名）	中野幸男⑩、川邊三千年⑨、八重樫守⑦、小森田正信⑤、高橋和男⑤、菊池徳男④、武塙玄平②、碓井浩太郎②、木戸口幸弘②、遠藤睦人①
第５区	10名（定員10名）	上神田竹夫⑧、小田島秀一⑦、千田孝幹⑦、千田富士夫⑦、照井勉⑤、八重樫チメ④、星一昭③、髙橋哲文②、髙橋義和②、佐藤寛②
第６区	8名（定員8名）	村田守男⑦、伊藤晴友⑥、伊藤英明④、菊池治夫③、鈴木信也③、髙橋葉子②、髙橋範行①、柏山栄治①
第７区	8名（定員8名）	髙橋清光⑧、照井寛幸⑥、髙橋伸夫⑥、及川寿之⑥、遠藤渡⑤、菊池進一④、髙橋信行④、髙橋和幸④
第８区	9名（定員9名）	髙橋勉⑩、鎌田綾子⑨、佐藤一久⑦、髙鷹政明②、高橋健二②、小笠原東②、髙橋浩幸②、米澤隆光①、照井恵悟①

任期（2025年5月15日～2028年5月14日）
定数70人（現在69人）

◆総代の属性別構成比

属性別	構成比	
職業別	会社役員	91.30%
	個人事業主	5.80%
	個人	2.90%
年代別	80代	5.80%
	70代	42.03%
	60代	21.74%
	50代	26.09%
	40代	4.35%
業種別	建設業	37.68%
	卸売業、小売業	18.84%
	製造業	17.39%
	その他サービス	14.49%
	運輸業、郵便業	5.80%
	不動産業	1.45%
	宿泊業	1.45%
	その他	2.90%

（2026年6月末現在）

貸借対照表

[資産の部]

（単位：百万円）

科目	第77期 2025年3月31日	第78期 2026年3月31日
現金	1,763	1,380
預け金	25,898	24,698
買入金銭債権	1,533	1,458
金銭の信託	200	100
商品有価証券	–	–
有価証券	26,170	26,210
国債	2,916	2,676
地方債	4,836	5,379
社債	13,591	14,079
株式	19	20
その他の証券	4,806	4,054
貸出金	50,451	50,250
割引手形	17	4
手形貸付	2,578	2,095
証書貸付	44,151	44,454
当座貸越	3,703	3,696
その他資産	742	859
未決済為替貸	17	12
信金中金出資金	545	545
前払費用	11	9
未収収益	115	155
その他の資産	52	136
有形固定資産	632	594
建物	352	330
土地	189	189
リース資産	–	–
建設仮勘定	–	–
その他の有形固定資産	90	74
無形固定資産	32	29
ソフトウェア	27	27
のれん	–	–
リース資産	–	–
その他の無形固定資産	5	2
前払年金費用	155	179
繰延税金資産	179	160
再評価に係る繰延税金資産	–	–
債務保証見返	94	272
貸倒引当金	△ 1,068	△ 959
（うち個別貸倒引当金）	△ 722	△ 682
資産の部合計	106,785	105,236

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

[負債及び純資産の部]

（単位：百万円）

科目	第77期 2025年3月31日	第78期 2026年3月31日
預金積金	102,390	100,975
当座預金	245	249
普通預金	58,610	58,398
貯蓄預金	557	529
通知預金	134	101
定期預金	38,378	37,790
定期積金	3,655	3,119
その他の預金	807	786
譲渡性預金	–	–
借用金	–	–
借入金	–	–
その他負債	162	217
未決済為替借	28	25
未払費用	43	74
給付補填備金	0	1
未払法人税等	0	0
前受収益	31	33
払戻未済金	3	10
資産除去債務	–	–
その他の負債	54	70
賞与引当金	58	63
役員賞与引当金	–	–
退職給付引当金	–	–
役員退職慰労引当金	54	61
その他の引当金	9	21
特別法上の引当金	–	–
繰延税金負債	–	–
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	94	272
負債の部合計	102,789	101,632
出資金	326	316
普通出資金	326	316
優先出資申込証拠金	–	–
資本剰余金	–	–
利益剰余金	4,970	5,076
利益準備金	354	354
その他利益剰余金	4,615	4,721
特別積立金	4,448	4,448
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	167	272
処分未済持分	△ 9	△ 10
自己優先出資	–	–
自己優先出資申込証拠金	–	–
会員勘定合計	5,287	5,382
その他有価証券評価差額金	△ 1,317	△ 1,803
繰延ヘッジ損益	–	–
土地再評価差額金	25	25
評価・換算差額等合計	△ 1,291	△ 1,778
純資産の部合計	3,995	3,604
負債及び純資産の部合計	106,785	105,236

経営資料編／経営の状況

損益計算書

（単位：千円）

科目	第77期 自: 2024年4月 1日 至: 2025年3月31日	第78期 自: 2025年4月 1日 至: 2026年3月31日
経常収益	1,668,104	1,733,381
資金運用収益	1,353,318	1,468,679
貸出金利息	965,535	1,001,050
預け金利息	98,466	181,638
有価証券利息配当金	271,821	265,964
その他の受入利息	17,496	20,025
役務取引等収益	178,503	181,730
受入為替手数料	67,424	65,644
その他の役務収益	111,079	116,085
その他業務収益	37,996	31,813
外国為替売買益	–	–
国債等債券売却益	20,733	12,214
国債等債券償還益	2,201	–
その他の業務収益	15,062	19,599
その他経常収益	98,285	51,157
貸倒引当金戻入益	92,625	–
償却債権取立益	17	449
株式等売却益	–	47,300
金銭の信託運用益	1,737	1,928
その他の経常収益	3,905	1,479
経常費用	1,502,559	1,598,986
資金調達費用	55,214	132,971
預金利息	55,214	132,971
給付補填備金繰入額	–	–
借用金利息	–	–
その他の支払利息	–	–
役務取引等費用	114,153	116,880
支払為替手数料	20,876	21,358
その他の役務費用	93,277	95,522
その他業務費用	179,553	77,575
外国為替売買損	–	–
国債等債券売却損	66,271	61,242
国債等債券償還損	111,980	14,249
国債等債券償却	–	–
その他の業務費用	1,301	2,083
経費	1,139,799	1,116,052
人件費	690,723	664,057
物件費	410,085	412,926
税金	38,989	39,069
その他経常費用	13,838	155,505
貸倒引当金繰入額	–	133,379
貸出金償却	–	–
株式等売却損	8,679	5,184
株式等償却	–	–
その他資産償却	–	–
その他の経常費用	5,159	16,941
経常利益（又は経常損失）	165,545	134,395
特別利益	–	–
固定資産処分益	–	–
その他の特別利益	–	–
特別損失	3,906	2,402
固定資産処分損	1,025	2,402
減損損失	2,881	–
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	161,638	131,992
法人税、住民税及び事業税	703	703
法人税等調整額	△ 3,748	19,488
法人税等合計	△ 3,045	20,191
当期純利益（又は当期純損失）	164,684	111,800
繰越金（当期首残高）	–	160,772
土地再評価差額金取崩額	2,520	–
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）	167,205	272,573

（注）1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
（注）2. 出資一口当たり当期純利益金額178円11銭（第78期）

剰余金処分計算書

（単位：円）

科目	第77期 自: 2024年4月 1日 至: 2025年3月31日	第78期 自: 2025年4月 1日 至: 2026年3月31日
当期未処分剰余金	167,205,000	272,573,562
積立金取崩額	–	–
剰余金処分額	6,432,291	11,123,165
利益準備金	–	–
普通出資に対する配当金	6,432,291	6,123,165
（普通出資にする配当率）	（2%）	（2%）
80周年記念事業特別積立金	–	5,000,000
繰越金（当期末残高）	160,772,709	261,450,397

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性確認

2025 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2026 年 6 月 22 日
北上信用金庫
理事長　木村　幸男

会計監査人による監査

2025年6月17日開催の第77回通常総代会及び、2026年6月19日開催の第78回通常総代会で承認を得た、2024年度及び2025年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北光監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記２と同じ方法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　12 年～ 50 年
その他　　４年～ 20 年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会　銀行等監査特別委員会報告第４号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実　務指針」（令和４年４月 14 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後５年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、５年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年３月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。当金庫は従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度においては、勤続年数、職能等級、職位により一時金又は年金で支給します。確定拠出制度においては、企業型の確定拠出年金制度を採用しております。

8-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事ができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和７年３月 31 日現在）
年金資産の額　　1,796,855 百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額　　1,828,746 百万円
差引額　　△ 31,890 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
（令和７年３月 31 日現在）　0.0891％
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円及び年金財政計算上の別途積立金 95,415 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年７ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 16 百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 19 百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 1,378 百万円

13. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　　1,006 百万円
危険債権額　　765 百万円
三月以上延滞債権額　　２百万円
貸出条件緩和債権額　　184 百万円
合計額　　1,959 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

14. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は４百万円であります。

15. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産　　預け金　－百万円
担保資産に対応する債務　借用金　－百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金 2,000 百万円、日本銀行の取引の担保として、有価証券 100 百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金５百万円が含まれております。

16. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　　平成 11 年３月 31 日
同法第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１号及び第２号に基づいて、公示地価及び基準地価をもとに国税庁が定めた相続税等の財産評価基準書の路線価図等により調整を行って算出しております。
同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△ 95 百万円

17. 出資１口当りの純資産額 5,704 円 28 銭

18. 金融商品の状況に関する事項
（1） 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
ALM に関する規則及び管理運営方針において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定された ALM に関する方針に基づき、ALM 委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク（及び価格変動リスク）の影響を受ける主たる金融商品は、貸出金、有価証券、預け金、及び預金であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 252 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値、相関考慮）は、全体で 947 百万円です。
なお、当金庫では、リスク計測手法の妥当性を検証することを目的として、バックテスティングを実施し、実際に発生した損益と VaR を比較しております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

19.　金融商品の時価等に関する事項
令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金（※ 1）	24,698	24,277	△ 421
貸出金（※ 1）	50,250		
貸倒引当金（※ 2）	△ 959		
	49,291	48,855	△ 435
有価証券	26,188	25,996	△ 191
満期保有目的	1,977	1,786	△ 191
その他有価証券（※ 3）	24,210	24,210	△ 74
買入金銭債権	1,458	1,447	△ 10
金銭の信託	100	100	－
満期保有目的	100	100	－
その他保有目的	－	－	－
金融資産計	101,736	100,677	△ 1,059
預金積金（※ 1）	100,975	100,705	△ 269
借用金	－	－	－
金融負債計	100,975	100,705	△ 269

（※ 1）　金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（※ 2）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※ 3）　その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注 1）　金融資産の時価等の評価技法
金融資産
（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については 20. ～ 21. に記載しております。
（3）買入金銭債権
買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっております。
（4）金銭の信託
金銭の信託は取引金融機関から提示された価格によっております。
（5）貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
②　①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額
金融負債
（1）預金積金
要求払預金等、期間の定めの無いものについては、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金・積立定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。
（2）借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注 2）　市場価格のない株式及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（※ 1）	16
組合出資金（※ 2）	6
合　計	22

（※ 1）　非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（※ 2）　組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金（※）1	6,100	8,590	4,800	1,500
有価証券（※）1	2,577	11,909	7,774	5,369
満期保有目的の債券	63	353	975	600
その他有価証券のうち満期があるもの	2,513	11,555	6,799	4,769
貸出金（※）2	7,224	17,973	10,646	10,001
合　計	15,901	38,473	23,221	16,871

（※）1　預け金、有価証券のうち期間の定めのないものは含めておりません。
（※）2　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注 4）　借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金	32,477	7,832	—	1
借用金	—	—	—	—
合　計	32,477	7,832	—	1

（注）預金積金のうち要求払預金等、期間の定めの無いものについては、含めておりません。

20.　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、21. まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	587	470	△ 116
	地方債	819	786	△ 32
	短期社債	—	—	—
	社債	370	332	△ 37
	その他	200	196	△ 3
	小計	1,977	1,786	△ 191
合計		1,977	1,786	△ 191

その他有価証券

	種類		貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式		4	1	2
	債券		1,102	1,100	2
		国債	100	99	0
		地方債	100	100	0
		短期社債	—	—	—
		社債	901	900	1
	その他		1,902	1,682	220
	小計		3,010	2,784	225
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式		－	－	－
	債券		19,255	21,163	△ 1,908
		国債	1,988	2,507	△ 518
		地方債	4,459	5,005	△ 545
		短期社債	—	—	—
		社債	12,806	13,650	△ 843
	その他		1,945	2,066	△ 121
	小計		21,200	23,229	△ 2,029
合計			24,210	26,014	△ 1,803

21.　当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	－	－	－
債券	271	－	28
国債	72	－	27
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	198	－	1
その他	1,005	76	46
合計	1,277	76	75

22.　満期保有目的の金銭信託

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
満期保有目的の金銭信託	100	100	－	－	100

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

23.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、15,013 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 5,605 百万円、1 年超のものが 9,363 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	446 百万円
貸倒引当金	186
その他	58
繰延税金資産小計	690
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 245
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 235
評価性引当額小計	△ 481
繰延税金資産合計	209
繰延税金負債	
前払年金費用	48
繰延税金負債合計	48
繰延税金資産の純額	160 百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度　（令和８年３月 31 日）

	1 年以内（百万円）	1 年超 2 年以内（百万円）	2 年超 3 年以内（百万円）	3 年超 4 年以内（百万円）	4 年超 5 年以内（百万円）	5 年超（百万円）	合計（百万円）
税務上の繰越欠損金（＊1）	－	－	33	309	－	102	446
評価性引当額	－	－	－	△ 190	－	△ 54	△ 245
繰延税金資産	－	－	33	118	－	47	200

（＊1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

●主要な業務の状況を示す指標

業務粗利益

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
資金運用収支	1,298,204	1,335,894
資金運用収益	1,353,318	1,468,679
資金調達費用	55,114	132,785
役務取引等収支	64,349	64,849
役務取引等収益	178,503	181,730
役務取引等費用	114,153	116,880
その他の業務収支	△ 141,556	△ 45,762
その他業務収益	37,996	31,813
その他業務費用	179,553	77,575
業務粗利益	1,220,997	1,354,982
業務粗利益率	1.13%	1.31%

（注）1. 業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
（注）2.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用
（2024年度100,000円、2025年度186,410円）を控除して表示しております。

利ざや・利益率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
資金運用利回	1.25	1.42
資金調達原価率	1.10	1.17
総資金利ざや	0.15	0.25
総資産経常利益率	0.14	0.12
総資産当期純利益率	0.14	0.10

（注）総資産経常（当期純）利益率＝

$$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$$

業務純益

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
業務純益	90,646	318,986
実質業務純益	90,646	249,093
コア業務純益	245,963	312,371
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	204,201	295,570

（注）1. 業務純益＝業務収益-（業務費用-金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

経営資料編／事業の状況

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
資金運用勘定	107,546	102,770	1,353,318	1,468,679	1.25	1.42
うち貸出金	50,465	49,827	965,535	1,001,050	1.91	2.00
うち預け金	26,658	22,720	98,466	181,638	0.33	0.79
うち商品有価証券	–	–	–	–	–	–
うち有価証券	28,099	28,217	271,821	265,964	0.96	0.94
資金調達勘定	107,084	105,288	55,214	132,971	0.05	0.12
うち預金積金	106,816	105,288	55,214	132,971	0.05	0.12
うち譲渡性預金	–	–	–	–	–	–
うち借用金	268	–	–	–	–	–

（注）資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2024年度2,569百万円、2025年度6,227百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（2024年度200百万円、2025年度155百万円）を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 18,741	184,761	166,020	▲ 3,006	118,366	115,360
うち貸出金	△ 22,260	90,491	68,231	▲ 12,196	47,710	35,514
うち預け金	1,263	39,469	40,732	1,010	82,162	83,172
うち商品有価証券	–	–	–	–	–	–
うち有価証券	△ 7,783	64,059	56,276	1,126	▲ 6,982	▲ 5,856
支払利息	–	49,847	49,847	▲ 897	78,654	77,757
うち預金積金	–	49,847	49,847	▲ 763	78,520	77,757
うち譲渡性預金	–	–	–	–	–	–
うち借用金	–	–	–	–	–	–

（注）残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

役務取引等の内訳

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
役務取引等収益	178,503	181,730
受入為替手数料	67,424	65,644
その他の受入手数料	111,079	116,085
その他の役務取引等収益	–	–
役務取引等費用	114,153	116,880
支払為替手数料	20,876	21,358
その他の支払手数料	1,195	1,315
その他の役務取引等費用	92,082	94,207

その他業務利益の内訳

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
その他業務収益	37,996	31,813
外国為替売買益	–	–
商品有価証券売買益	–	–
国債等債券売却益	20,733	12,214
国債等債券償還益	2,201	–
その他の業務収益	15,062	19,599
その他業務費用	179,553	77,575
外国為替売買損	–	–
商品有価証券売買損	–	–
国債等債券売却損	66,271	61,242
国債等債券償還損	111,980	14,249
国債等債券償却	–	–
その他の業務費用	1,301	2,083
その他業務利益	△ 141,556	△ 45,762

経費の内訳

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
人件費	690,723	664,057
報酬給料手当	545,392	537,208
退職給付費用	58,383	40,200
その他	86,946	86,647
物件費	410,085	412,926
事務費	185,269	194,991
うち旅費・交通費	2,264	1,707
うち通信費	14,409	16,130
うち事務機械賃借料	–	144
うち事務委託費	134,751	147,068
固定資産費	94,601	87,594
うち土地建物賃借料	15,332	14,053
うち保全管理費	44,807	58,951
事業費	36,094	36,068
うち広告宣伝費	6,187	6,557
うち交際費・寄贈費・諸会費	17,521	18,767
人事厚生費	10,588	11,421
減価償却費	67,924	67,321
その他	15,608	15,529
税金	38,989	39,069
合計	1,139,799	1,116,052

● 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
流動性預金	64,710	63,610
うち有利息預金	57,552	57,933
定期性預金	42,105	41,678
うち固定金利定期預金	38,108	38,226
うち変動金利定期預金	0	0
その他	–	–
計	106,816	105,288
譲渡性預金	–	–
合計	106,816	105,288

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
定期預金	38,378	37,790
固定金利定期預金	38,378	37,790
変動金利定期預金	0	0
その他	–	–

預金者別預金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
個人	71,704	71,050
法人	30,686	29,924
一般法人	24,282	23,836
金融機関	89	27
公金	6,314	6,061
合計	102,390	100,975

会員・会員外別預金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
会員	46,448	45,512
会員外	55,941	55,462
合計	102,390	100,975

財形貯蓄残高

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
財形貯蓄残高	15,391	8,920

● 貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
手形貸付	2,102	1,993
証書貸付	44,898	44,232
当座貸越	3,318	3,594
割引手形	145	6
合計	50,465	49,827

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
貸出金	50,451	50,250
固定金利	29,260	27,350
変動金利	21,190	22,900

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	334	247
有価証券	15	11
動産	–	–
不動産	6,933	7,772
その他	–	–
計	7,282	8,031
信用保証協会・信用保険	19,648	20,042
保証	6,905	7,118
信用	16,613	15,057
合計	50,451	50,250

（注）1.「その他」は商業手形等を担保としたものです。
2.「信用保証協会・信用保険」は岩手県信用保証協会および（一社）しんきん保証基金の保証額等を掲載しています。
3.「保証」は割引手形や無担保で保証付のもの、「信用」は無担保で保証人による保証等を含めています。

債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
当金庫預金積金	–	–
有価証券	–	–
動産	–	–
不動産	69	261
その他	–	–
計	69	261
信用保証協会・信用保険	–	–
保証	13	2
信用	11	8
合計	94	272

経営資料編／事業の状況

使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

（単位：百万円、%）

	2024年度		2025年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	21,196	42.0	21,948	43.7
運転資金	29,255	58.0	28,302	56.3
合計	50,451	100.0	50,250	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

（単位：百万円、%）

業種区分	2024年度			2025年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	81	3,959	7.8	78	4,208	8.3
農業、林業	15	188	0.4	10	217	0.4
漁業	–	–	–	–	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	1	111	0.2	1	109	0.2
建設業	164	5,376	10.6	171	5,096	10.1
電気・ガス・熱供給・水道業	7	80	0.1	6	51	0.1
情報通信業	7	117	0.2	7	100	0.1
運輸業、郵便業	23	856	1.6	23	1,000	1.9
卸売業、小売業	126	3,122	6.1	127	3,005	5.9
金融業、保険業	17	4,777	9.4	17	4,089	8.1
不動産業	135	6,180	12.2	125	6,040	12.0
物品賃貸業	2	159	0.3	2	169	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	17	257	0.5	16	298	0.5
宿泊業	21	1,308	2.5	19	1,146	2.2
飲食業	119	1,646	3.2	116	1,593	3.1
生活関連サービス業、娯楽業	64	1,414	2.8	58	1,372	2.7
教育、学習支援業	5	147	0.2	7	137	0.2
医療、福祉	39	1,161	2.3	38	1,271	2.5
その他のサービス	88	1,477	2.9	90	1,531	3.0
小計	931	32,344	64.1	911	31,440	62.5
地方公共団体	5	6,455	12.7	5	6,676	13.2
個人	3,263	11,651	23.0	3,128	12,133	24.1
合計	4,199	50,451	100.0	4,044	50,250	100.0

（注）業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
期末預貸率	49.27	49.76
期中平均預貸率	47.24	47.32

$$預貸率＝\frac{貸出金}{預金積金＋譲渡性預金}\times 100$$

会員・会員外別貸出金残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
会員	37,487	38,120
会員外	12,964	12,130
合計	50,451	50,250

※当金庫は会員制度による地域金融機関ですから、融資先は原則として会員であることが条件です。
会員外の方は、700 万円を限度として融資を受けることができます。

貸倒引当金内訳

自己資本の充実の状況等について　33 ページ参照

貸出金償却の額

貸出金償却

（単位：千円）

	2024年度	2025年度
貸出金償却	–	–

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
消費者ローン	3,559	3,381
住宅ローン	8,091	8,752

代理貸付残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
信金中央金庫	83	75
日本政策金融公庫	5	5
独立行政法人住宅金融支援機構	394	347
独立行政法人福祉医療機構	9	1
独立行政法人中小企業基盤整備機構	8	8
合計	501	438

退職給付会計

1．採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び厚生年金基金制度（総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入）を採用しております。

2023年度より確定拠出制度を導入しております。

2．退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区分	2024年度	2025年度
退職給付債務	405,217	401,522
年金資産	－	－
前払年金費用	－	－
未認識過去勤務債務	－	－
未認識数理計算上の差異	－	－
その他（会計基準変更時差異の未処理額）	－	－
退職給付引当金	－	－

（注）当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付債務」と「退職給付引当金」のみ記載しております。

3．退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区分	2024年度	2025年度
勤務費用	－	－
利息費用	－	－
期待運用収益	－	－
過去勤務債務の費用処理額	－	－
数理計算上の差異の費用処理額	－	－
会計基準変更時差異の費用処理額	－	－
その他（臨時に支払った割増退職金等）	－	－
退職給付費用（計）	57,528	40,594

（注）当金庫では、簡便法を採用しておりますので、「退職給付費用」のみ記載し、内訳の記入を省略しております。

● 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

2024年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	－	190	477	98	2,150	－	2,916
地方債	100	987	922	742	1,605	478	－	4,836
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,098	3,274	2,423	3,758	2,035	999	－	13,591
株式	－	－	－	－	－	－	100	100
外国証券	200	497	388	658	93	270	730	2,838
その他の証券	－	45	205	187	102	105	1,240	1,887

2025年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	－	289	362	263	1,761	－	2,676
地方債	496	963	654	568	1,873	823	－	5,379
短期社債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,595	2,549	5,161	2,952	1,044	776	－	14,079
株式	－	－	－	－	－	－	92	92
外国証券	199	397	568	358	191	85	310	2,111
その他の証券	－	89	331	92	112	114	1,131	1,871

有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
国債	3,485	3,273
地方債	5,294	5,659
短期社債	–	–
社債	13,824	14,645
株式	11	17
外国証券	2,839	2,777
その他の証券	2,643	1,848
合計	28,099	28,222

預証率の期末値及び期中平均値

預証率

（単位：%）

	2024年度	2025年度
期末預証率	25.55	25.95
期中平均預証率	26.30	26.79

$$預証率＝\frac{有価証券}{預金積金＋譲渡性預金}\times 100$$

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1．売買目的有価証券

該当ございません。

2．満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	–	–	–	–	–	–
	地方債	485	487	2	–	–	–
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社債	100	100	0	–	–	–
	その他	100	102	2	–	–	–
	小計	685	690	5	–	–	–
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	586	535	△ 51	587	470	△ 116
	地方債	–	–	–	819	786	△ 32
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社債	405	378	△ 27	370	332	△ 37
	その他	100	98	△ 1	200	196	△ 3
	小計	1,091	1,011	△ 80	1,977	1,786	△ 191
合計		1,776	1,702	△ 74	1,977	1,786	△ 191

1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券です。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

4．その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3	1	1	4	1	2
	債券	1,616	1,600	16	1,102	1,100	2
	国債	104	99	4	100	99	0
	地方債	201	199	1	100	100	0
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社債	1,310	1,300	10	901	900	1
	その他	1,876	1,734	142	1,902	1,682	220
	小計	3,496	3,336	159	3,010	2,784	225
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	–	–	–	–	–	–
	債券	18,150	19,478	△ 1,327	19,255	21,163	△ 1,908
	国債	2,226	2,607	△ 381	1,988	2,507	△ 518
	地方債	4,149	4,509	△ 359	4,459	5,005	△ 545
	短期社債	–	–	–	–	–	–
	社債	11,775	12,360	△ 585	12,806	13,650	△ 843
	その他	2,718	2,868	△149	1,945	2,066	△ 121
	小計	20,869	22,346	△ 1,477	21,200	23,229	△ 2,029
合計		24,365	25,683	△ 1,317	24,210	26,014	△ 1,803

1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託、外国証券及び信金中央金庫優先出資証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5．市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	–	–
関連法人等株式	–	–
非上場株式	16	16
組合出資金	11	6
合計	27	22

1．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
2．組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

公共債引受額

該当ございません。

公共債ディーリング実績

該当ございません。

外国為替取扱実績高

該当ございません。

外貨建資産残高

該当ございません。

公共債窓販実績

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
国債	30	124
地方債	–	–

※１年間に販売した公共債の合計金額です。

内国為替取扱実績

（単位：百万円）

		2024年度	2025年度
送金・振込	仕向	79,980	78,437
	被仕向	106,100	100,723
代金取立	仕向	–	–
	被仕向	56	–

金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

（単位：百万円）

2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
200	200	–	–	200	100	100	–	–	100

（注）「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(3) その他の金銭の信託

（単位：百万円）

2024年度					2025年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～リスク管理債権の引当・保全状況～

当金庫の金融再生法開示による不良債権は、前期末比136百万円増加し、不良債権比率は0.28ポイント上昇して3.88%となりました。また、これらの不良債権は、担保・保証や貸倒引当金により87.90%保全されているほか、内部留保を加えた経営体力6,770百万円によりカバーされております。これら不良債権については、引き続き回収を図るよう取り組んでいるほか、お取引先の実態把握に努め、お取引先の経営改善に相協力して全力を上げて取り組むことにより、資産の健全性向上に努めております。

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a−c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	977	977	315	661	100.00	100.00
	2025年度	1,006	1,006	470	536	100.00	100.00
危険債権	2024年度	462	401	341	60	86.83	50.00
	2025年度	765	619	472	146	80.87	50.00
要管理債権	2024年度	383	185	76	108	48.36	28.36
	2025年度	187	96	27	69	51.60	37.18
三月以上延滞債権	2024年度	1	1	1	−	100.00	−
	2025年度	2	2	2	−	100.00	−
貸出条件緩和債権	2024年度	381	183	75	108	48.18	28.36
	2025年度	184	93	24	69	50.84	37.18
小計（A）	2024年度	1,823	1,564	733	831	85.80	76.25
	2025年度	1,959	1,722	970	752	87.90	76.04
正常債権（B）	2024年度	48,762					
	2025年度	48,607					
総与信残高（A）＋（B）	2024年度	50,585					
	2025年度	50,567					

（注）1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

■金融再生法上の不良債権と経営体力

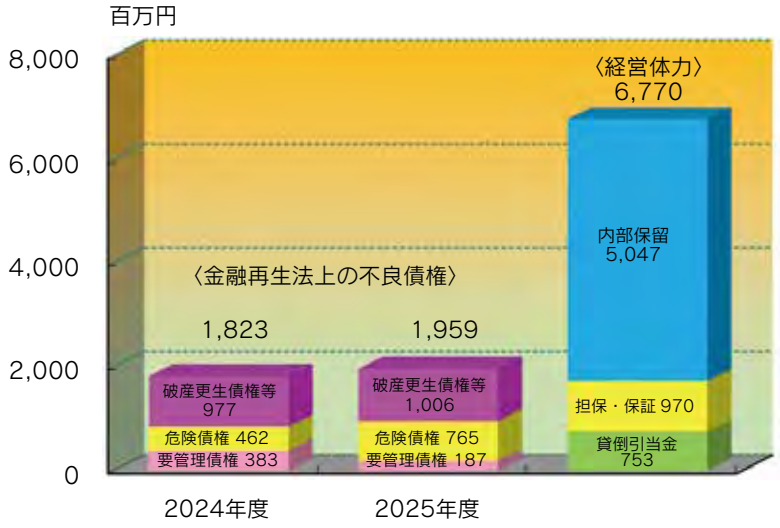

経営の健全性と健全経営のための取組み
～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の充実の状況

自己資本比率とは、リスク・アセット（総資産のうち、万が一の場合に貸し倒れの可能性がある資産、この資産に対して危険度に応じた割合を掛けて求めます。）に占める自己資本の額の割合で、信用金庫の経営状況を把握する重要な指標です。自己資本比率が高いほど、財務の安全性・健全性が高く経営基盤が安定しているといえます。

当金庫の2025年度のバーゼルⅢに基づく自己資本比率は14.13%となり、国内基準の4%を大きく上回り、当金庫の経営は十分な健全性を確保しております。

また、自己資本の額は5,363百万円となり、総所要自己資本額（リスク・アセット×4%）1,518百万円を大きく上回り、十分な健全性を維持しております。自己資本の額とは、出資金や過去の利益の積立金などです。今後も、健全経営に徹し、自己資本の充実に努めてまいります。

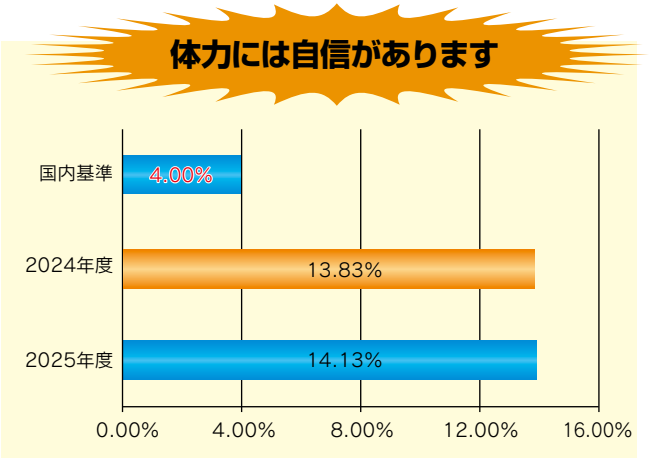

$$\text{自己資本比率 } 14.13\% = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額ーコア資本に係る調整項目の額）（5,363百万円）}}{\text{信用リスク・アセットの額+（オペレーショナル・リスク相当額÷8%）（35,573百万円）（2,384百万円）}} \times 100$$

※自己資本比率（バーゼルⅢ）では、コア資本に係る基礎項目の額から控除される調整項目の額等について、経過措置が設けられております。当金庫では経過措置を適用のうえ、自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、出資金、利益準備金、特別積立金、繰越金等から構成されております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域の会員様からお預かりしている出資金が該当します。2025年度の出資金の額は316百万円となっております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率が14.13%と国内基準である4%を充分上回っており、経営の健全性・安全性を保っております。また、当金庫は、各※1エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、税効果資本である※2繰延税金資産につきましては、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、経営計画については、貸出金の計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

※1 エクスポージャー：リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

※2 繰延税金資産：金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,281	5,376
うち、出資金及び資本剰余金の額	326	316
うち、利益剰余金の額	4,970	5,076
うち、外部流出予定額（△）	6	△ 6
うち、上記以外に該当するものの額	△ 9	△ 10
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	346	276
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	346	276
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	5,627	5,652
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23	21
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	161	136
前払年金費用の額	113	130
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	298	288
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	5,328	5,363
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,210	35,573
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 151	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	2,319	2,384
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	38,529	37,958
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.83%	14.13%
信用リスクに対する所要自己資本の額	1,448	1,422
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	92	95
単体総所要自己資本の額	1,541	1,518

（注）　自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第１項において準用する銀行法第 14 条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～自己資本の充実の状況等について～

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	2024 年度		2025 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	36,210	1,448	35,573	1,422
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,165	1,326	33,439	1,337
ソブリン向け	541	21	404	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,065	202	5,728	229
金融商品取引業者及び保険会社向け第一種	350	14	600	24
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	12,479	499	12,590	503
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,393	135	3,772	150
トランザクター向け	180	7	159	6
不動産関連向け	7,302	292	7,217	288
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,251	50	979	39
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	43	1	40	1
取立未済手形	3	0	2	0
信用保証協会等による保証付	941	37	895	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
株式等	1	0	1	0
②証券化エクスポージャー	–	–	–	–
証券化 STC 要件適用分	–	–	–	–
証券化 非 STC 要件適用分				
証券化 短期 STC 要件適用分	–	–	–	–
証券化 不良債権証券化適用分	–	–	–	–
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	–	–	–	–
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポジャー※４	3,195	127	2,134	85
④未決済取引	–	–	–	–
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 151	△ 6	–	–
⑥ CVA リスク相当額を８％で除して得た額（簡便法）	–	–	–	–
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	–	–	–	–
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額※５	2,319	92	2,384	95
BI	1,546		1,589	
BIC	185		190	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	38,529	1,541	37,958	1,518

（注）
1．所要自己資本額＝リスク・アセット等×４％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5．当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6．単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）× 4%

経営の健全性と健全経営のための取組み
～自己資本の充実の状況等について～

信用リスクに関する項目（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし、消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の５原則に則った厳正な与信判断を行うべく、融資の審査にあたっては、与信業務の基本的な理念・方針等を明示した「融資の基本方針（クレジット・ポリシー）」及び「与信判断の指針」が定められており、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、しんきんオンラインシステムにおける信用リスク管理システム機能を用いて、信用リスク量を計測し、信用リスク管理並びに統合的リスク管理に活用しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。正常先、要注意先、要管理先における一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の４つの機関を採用しております。

・株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
・株式会社格付投資情報センター（R & I）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody‘s）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S & P）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈信用リスクに関するエクスポージャーの額〉

（単位：百万円）

	期末残高		期中平均残高	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
信用リスクに関するエクスポージャー	110,254	107,688	113,596	112,086

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債　券		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	107,510	105,006	52,058	50,567	23,385	24,075	－	－	1,991	1,968
国外	2,743	2,681	－	－	2,262	2,203	－	－	－	－
地域別合計	110,254	107,688	52,058	50,567	25,648	26,279	－	－	1,991	1,968
製造業	5,630	5,878	4,122	4,269	1,301	1,402	－	－	231	218
農業、林業	200	222	200	222	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	111	109	111	109	－	－	－	－	－	－
建設業	6,323	5,892	5,922	5,491	400	300	－	－	12	6
電気・ガス・熱供給・水道業	3,403	3,572	99	67	3,304	3,505	－	－	－	－
情報通信業	525	505	120	100	400	400	－	－	－	－
運輸業、郵便業	3,484	3,521	879	1,016	2,604	2,504	－	－	23	9
卸売業、小売業	4,198	4,203	3,297	3,102	900	1,101	－	－	132	276
金融業、保険業	32,177	32,612	4,791	4,091	4,813	5,079	－	－	－	－
不動産業	9,433	8,980	6,818	6,626	2,559	2,348	－	－	671	443
物品賃貸業	161	169	161	169	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	308	342	308	342	－	－	－	-	56	36
宿泊業	1,313	1,148	1,313	1,148	－	－	－	－	186	184
飲食業	1,957	1,911	1,957	1,911	－	－	－	－	4	85
生活関連サービス業、娯楽業	1,782	1,840	1,681	1,639	100	199	－	－	550	563
教育、学習支援業	150	138	150	138	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	1,246	1,339	1,246	1,339	－	－	－	－	－	11
その他のサービス	1,678	1,736	1,678	1,736	－	－	－	－	65	66
国・地方公共団体等	20,423	19,210	6,468	6,676	8,503	9,136	－	－	－	－
個人	10,728	10,048	10,728	10,048	－	－	－	－	56	65
その他	5,017	3,987	0	－	760	300	－	－	－	－
業種別合計	110,254	107,371	52,058	50,250	25,648	26,279	－	－	1,991	1,968
１年以下	17,069	15,338	8,602	6,109	1,403	2,303	－	－		
１年超３年以下	12,377	13,739	2,732	2,582	4,807	3,982	－	－		
３年超５年以下	12,738	17,975	3,693	8,499	4,042	6,989	－	－		
５年超７年以下	16,905	12,950	9,969	5,448	6,005	4,798	－	－		
７年超１０年以下	14,615	16,043	9,160	9,590	4,151	4,145	－	－		
１０年超	24,212	23,280	17,125	17,915	4,478	3,759	－	－		
期間の定めのないもの	12,336	8,043	773	104	760	300	－	－		
残存期間別合計	110,254	107,371	52,058	50,250	25,648	26,279	－	－		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。　具体的には、現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～自己資本の充実の状況等について～

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」における事務取扱手続きや担保物件の評価手続き等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主な保証には、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定するしんきん保証基金保証があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024 年度	255	346	－	346	346
	2025 年度	346	276	－	276	276
個別貸倒引当金	2024 年度	1,021	722	－	722	722
	2025 年度	722	682	－	682	682
合　　計	2024 年度	1,277	1,068	－	1,068	1,068
	2025 年度	1,068	959	－	959	959

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	37	75	37	75	－	－	37	75	37	75	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	9	－	9	－	－	－	9	－	9	－	－
卸売業、小売業	42	66	42	66	－	－	42	66	42	66	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	250	108	250	108	－	－	250	108	250	108	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	－	11	－	11	－	－	－	11	－	11	－	－
生活関連サービス、娯楽業	377	394	377	394	－	－	377	394	377	394	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	0	－	0	－	－	－	0	－	0	－	－
その他のサービス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	13	14	13	14	－	－	13	14	13	14	－	－
合計	722	682	722	682	－	－	722	682	722	682	－	－

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳についてはこちらをご覧ください。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳についてはこちらをご覧ください。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等についてはこちらをご覧ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度	2025 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	945	874	8,150	8,665	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業部が一体となり、厳正な事務取扱規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な検査を実施、安定した業務遂行が出来るよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

当面、自己資本比率規制対応としてオペレーショナル･リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しておりますが、さらなる高度化を目指し検討を進めてまいります。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、常務会をリスク管理の統括部署として、統合リスク管理運営委員会、ＡＬＭ委員会にて協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に対して報告する態勢を整備しております。

（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握しているほか、当金庫の抱える市場リスクの状況を定期的に経営陣及び ALM 委員会に報告するとともに、設定されたロスカット･ルールを遵守し運用を行っております。また、リスク管理においてストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、自己資本比率に与える影響の把握に努めております。

一方、非上場株式、信金中金出資金、その他出資金等に関しては、金庫が定める「償却引当基準」に則った適正な処理により、運用管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

1. 貸借対照表計上額及び時価等　（単位：百万円）

区　分	2024 年度		2025 年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	72	72	70	70
非上場株式等	562	562	562	562
合計	635	635	632	632

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額　（単位：百万円）

	2024 年度	2025 年度
売却益	－	－
売却損	－	－
償却	－	－

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額　（単位:百万円）

	2024 年度	2025 年度
評価損益	2	△ 0

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額　（単位:百万円）

	2024 年度	2025 年度
評価損益	－	－

経営の健全性と健全経営のための取組み
～自己資本の充実の状況等について～

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2024 年度	2025 年度
ルック･スルー方式を適用するエクスポージャー	2,524	2,004
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	－	－

金利リスクに関する事項

定性的事項の開示項目について

①リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（ＢＰＶ）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ＡＬＭ管理システムや有価証券管理システムにより定期的に計測を行い、ＡＬＭ委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産･負債の最適化に向けたリスク･コントロールに努めております。

②内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

流動性預金全体の金利更改の平均満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期は、2.5 年としております。

流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期

流動性預金全体の金利更改の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を 2.5 年としております。

流動性預金への満期の割当て方法およびその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の早期解約については、考慮しておりません。

複数の通貨の集計方法およびその前提

金利リスクの算出にあたり、将来キャッシュフローに対して、月末時点の市場金利情報を元に算出したディスカウントファクターを掛け合わせて算出した割引現在価値を用いて金利リスク量を算出している。

将来キャッシュフローを保有していない金融商品（期限の定めのないもの）については、月末残高を現在価値とみなし、金利リスク量算出は行っておりません。

■金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項　番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		2025 年度	2024 年度	2025 年度	2024 年度
1	上方パラレルシフト	2,031	2,217	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	64	88
3	スティープ化	1,513	1,748		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	224	189		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,031	2,217	64	88
		ホ		ヘ	
		2025 年度		2024 年度	
8	自己資本の額	5,363		5,328	

（注）　金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～リスク管理態勢について～

金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関の抱えるリスクは急激に拡大、多様化してきており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫は地域金融機関としての役割を果たし、地域の皆様の信頼を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、多様なリスク等の正確な把握、適切な管理・運営を通じ、「経営の健全性の維持」と「適正な収益の確保」の双方にバランスのとれた経営に努めるとともに、リスク管理態勢の整備に積極的に取組んでおります。

■当金庫の統合リスク管理体制

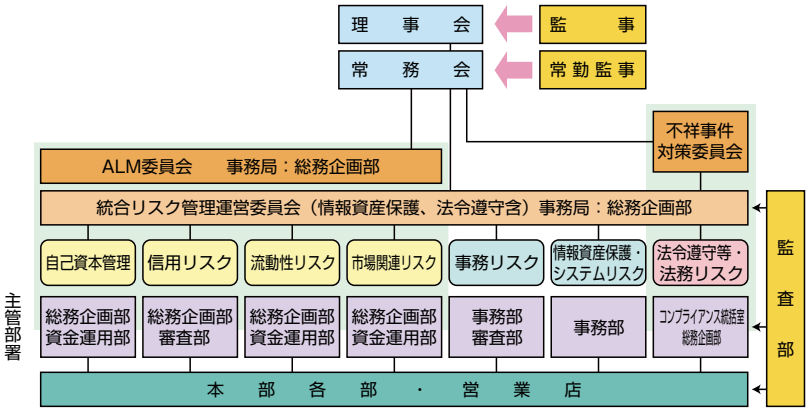

信用リスク

信用リスクとは、貸出先や投資先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、「企業格付制度」「不動産担保評価管理」のシステム等の導入、中小企業相談支援チームの設置により金庫内で情報共有を行っているほか、職員の内・外部研修を通じて知識の向上を図り、審査能力の強化にも努めております。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（貸出金・有価証券など）負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の３つのリスクからなります。

当金庫では、ＡＬＭ（資産･負債の総合管理）委員会を設置し､経済･金利見通しなどに基づき､調達･運用に関して柔軟な管理を行い、健全な資産・負債の管理と、適正な収益確保に努めております。また、毎年、有価証券等の保有限度額やリスクの許容範囲を設定して資金運用の管理・運営を実施しているほか、ＢＰＶや市場ＶａＲ等のリスク指標の分析やストレステストの実施により複眼的にリスクの状況を把握し、リスクのコントロールに活用しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出などにより通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること（市場流動性リスク）などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、常に効率的な運用に努めているほか、支払準備資金を信金中央金庫※などに預け入れするとともに、同中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ機能も整っております。

※信金中央金庫については、46 ページをご参照ください。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや事故・不正等により損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、諸規程や法令等遵守の視点にたって、監査部が定期的に内部監査を実施し、また、各営業店に対して定例自店監査の実施を義務付けるなど、日常業務における事故・事務ミスの未然防止と事務管理の厳正化に努めております。

また、各種システムの見直しや内部規程の整備を図り、事務処理の改善と効率化に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、オンラインシステム等各種コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、さらには不正利用などにより損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、万が一システムが停止した場合でも、必要な業務態勢が維持できるように「緊急事態対応マニュアル」を整備し、模擬訓練の実施などで備えております。

また、システムの不正利用や情報漏洩などにより損失を受けるリスクを排除するため、セキュリティ管理体制の充実を目指し、取組んでおります。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～コンプライアンス態勢について～

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

コンプライアンスとは、一般に「法令等を厳格に遵守し、社会規範を全うすること」をいいます。当金庫が地域社会・経済の発展に貢献していくという公共的使命を果たすために法令等遵守を経営の重要課題の一つとして位置付け、「北上信用金庫法令遵守要領」により役職員が遵守すべき倫理規範および行動規範を示すとともに、全役職員に「職員行動チェックリスト（携帯版）」を配布し、職員一人一人がコンプライアンスに対する一層の理解と意識の高揚を図るよう徹底しております。

今後も引き続き、より次元の高いコンプライアンスの理念と体制強化に努めてまいります。

当金庫では、社会の規範となる企業倫理の確立のため「北上信用金庫の企業倫理」を定め、その実現に向け全役職員が積極的に取組んでおります。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども北上信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護の取組みについて

当金庫はお客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

当金庫は、利用目的や開示等のお手続きについて等の公表すべき事項を、当金庫のホームページへの掲載の他、ポスターの掲示、パンフレットの備え置き・配布によりお知らせいたします。

※個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）は、ホームページへ掲載、および店頭に掲示しております。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、「適合性の原則」「不招請の勧誘」「適正な勧誘」に関する勧誘方針を定め、これを遵守し勧誘にあたります。

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～コンプライアンス態勢について～

金融ＡＤＲ制度への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談･苦情･紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。

1．苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

2．事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。

3．苦情等のお申し出については記録･保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部）
住　　所：岩手県北上市本通り一丁目５番３０号
ＴＥＬ：0197 － 72 － 7828
ＦＡＸ：0197 － 63 － 6639
受付時間：午前９時～午後５時（当金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談

＊　各営業店の連絡先につきましては、当金庫ホームページを参照願います。

＊　お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4．当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記北上信金苦情相談所にご相談ください。

	全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）
1．住 所	〒 103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7
2．電話番号	03-3517-5825
3．受付日／時間	月～金（祝日、12 月 31 日～ 1 月 3 日を除く）9：00 ～ 17 ： 00
4．受付媒体	電話、手紙、面談

5．東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、北上信金苦情相談所または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。
なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名　　称	東京三弁護士会		
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住　　所	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金（祝日､年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日､年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00

6．東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または北上信金苦情相談所にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

（1）現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
例えば、お客さまは、岩手弁護士会等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（2）移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。
例えば、仙台弁護士会等に案件を移管し、当該弁護士会等で手続きを進めることができます。

経営の健全性と健全経営のための取組み
～コンプライアンス態勢について～

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ＡＤＲ制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

（1）営業店に責任者をおくとともに、北上信金苦情相談所がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。

（2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および北上信金苦情相談所が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。

（3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。

（4）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。

（5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

（6）お申し出のあった苦情等を記録･保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討･見直しを行います。

（7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。

（8）苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。

（9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

(10) 苦情等への取組体制

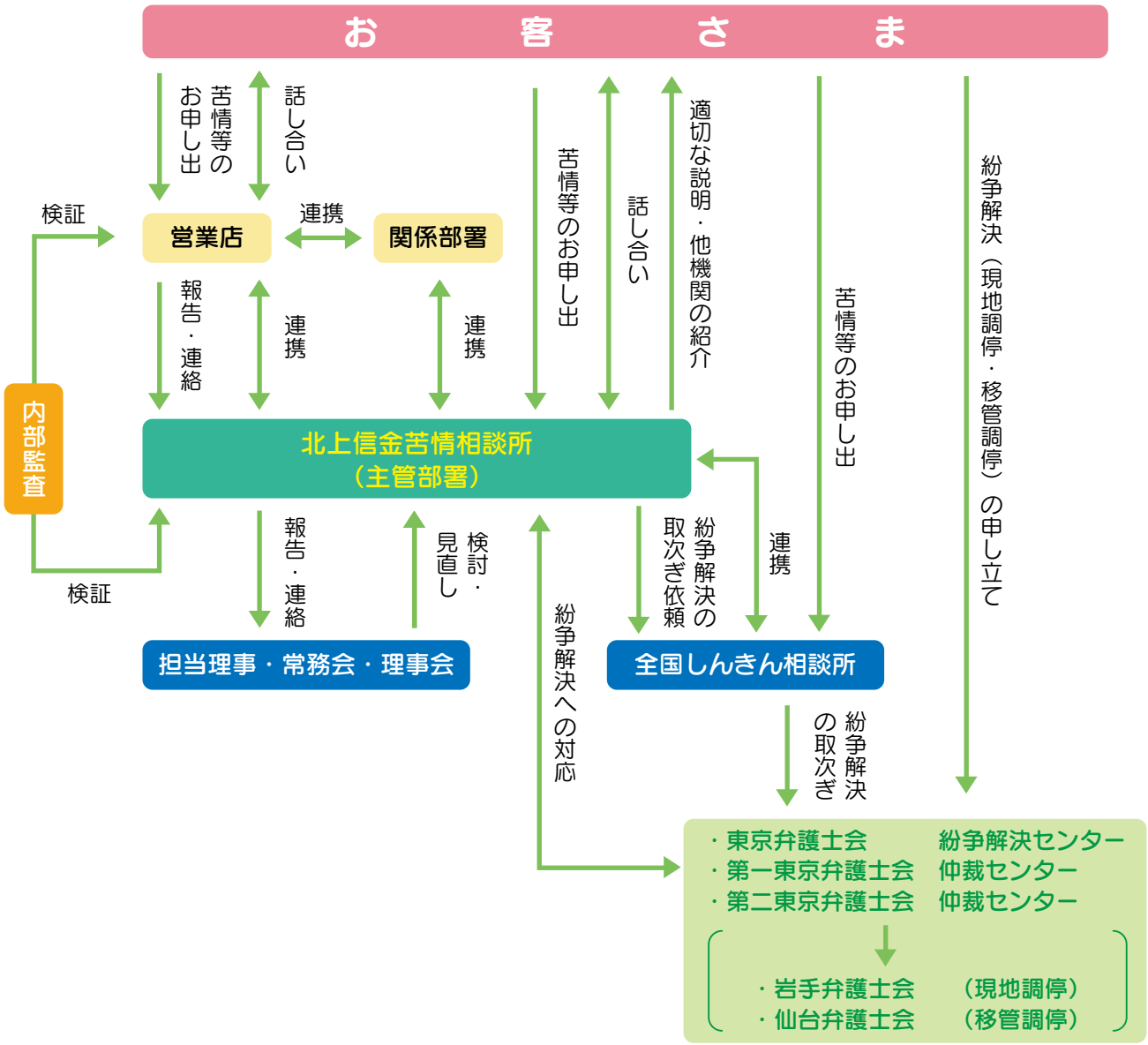

店舗のご案内 ～充実したネットワーク～

※北上信用金庫金融機関コード「1154」（全店共通）

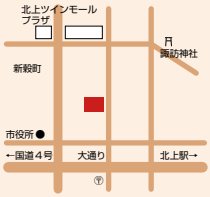

1 本店 店番号 001 ／ **6 北上駅前支店** 店番号 006

〒024-0094　北上市本通り一丁目5-30
TEL 0197-63-2307（代）　FAX 0197-63-2310

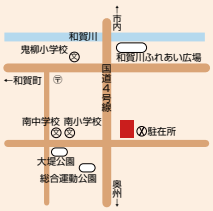

5 大堤支店 店番号 005

〒024-0055　北上市大堤南一丁目4-23
TEL 0197-67-2332（代）　FAX 0197-71-2950

2 藤根支店 店番号 002

〒024-0073　北上市下江釣子11-75-3
TEL 0197-73-5231（代）　FAX 0197-73-5209

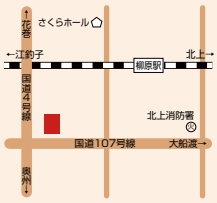

7 柳原支店 店番号 007

〒024-0083　北上市柳原町二丁目3-18
TEL 0197-63-2244（代）　FAX 0197-61-2187

3 西和賀支店 店番号 003

〒029-5512　和賀郡西和賀町川尻40-40-50
TEL 0197-82-2220（代）　FAX 0197-81-1027

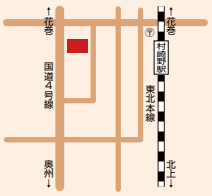

8 むらさきの支店 店番号 008

〒024-0004　北上市村崎野15-268-4
TEL 0197-66-3133（代）　FAX 0197-71-3486

4 常盤台支店 店番号 004

〒024-0012　北上市常盤台二丁目13-28
TEL 0197-63-6171（代）　FAX 0197-61-2184

9 東支店 店番号 009

〒024-0022　北上市黒沢尻二丁目4-13
TEL 0197-63-8511（代）　FAX 0197-61-2189

（2026年7月1日現在）

充実したネットワーク

キャッシュコーナーのご案内

店内キャッシュコーナー

当金庫では、店内 ATM の稼働時間は、次の通りとなっております。

全店

平日※……8：00 ～ 21：00
土曜日 ……8：00 ～ 20：00
日曜日・祝祭日 ……8：00 ～ 20：00
12月31日……8：00 ～ 20：00
1月1日～1月3日 ……9：00 ～ 17：00
※本店の本通り側は20:00までとなります。

※当金庫のキャッシュコーナーは、年末・年始休まず稼働しております。
※システムにおける保守等により、稼働時間の短縮等を行うことがあります。
※全店舗・全出張所に音声案内対応ＡＴＭ（視覚障がい者対応）を設置しております。

暗証番号は他人に知られないようにご注意ください。
当金庫や警察等から暗証番号についてお尋ねすることは一切ありません。

●キャッシュカードでのお引き出し限度額のお知らせ

偽装、盗難カード等による不正払戻事件が社会問題化していることを鑑み、当金庫では ATM における 1 日あたりのご利用限度額を 100 万円までとさせていただいております。
なお、ご利用限度額を超えるお取引の場合は、お手数ですが営業時間内に当金庫本・支店の窓口でのお手続きをお願い申し上げます。
当金庫キャッシュカードの利用限度額は以下の通りとなります。

当金庫のカード利用		利用限度額
現金の払戻	1 日あたりの支払限度額	100 万円
	1 回あたりの支払限度額	100 万円
振　　込	1 日あたりの支払限度額	100 万円
	1 回あたりの支払限度額	100 万円

●高齢者のキャッシュカードでのお引き出し限度額について（特殊詐欺防止対策）

当金庫では、ATM から現金を引き出す特殊詐欺を防止するため、令和 2 年 9 月 23 日（水）より、80 歳以上の個人のお客様を対象に当金庫キャッシュカードによる 1 日のお引き出し限度額を 20 万円とさせていただいております。この対策は、ご高齢のお客様から言葉巧みにキャッシュカードと暗証番号をだまし取る「キャッシュカード手交型詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。
なお、上記限度額の解除を希望されるお客様は、「キャッシュカード」「お届出印」「ご本人確認書類（健康保険証など）」をお持ちのうえ、最寄りの本支店窓口にお申し出ください。

●キャッシュカードによる ATM 振込の一部利用制限について（振り込め詐欺※防止対策）

当金庫では急増する振り込め詐欺被害の防止策として、キャッシュカードによる ATM を利用した振込取引を、平成 29 年5月 15 日（月）より一部利用制限させていただいております。この対策は、キャッシュカードを使用した振込に不慣れな高齢者のお客さまを、ATM コーナーに誘導して預金口座から振込詐欺を行わせる「還付金詐欺」の被害を防止し、お客様の大切なご預金をお守りするために実施しているものです。

1．防止対策の内容
次のお客さまは、キャッシュカードによるお振込みができなくなっております。（振込限度額を「0円」とさせていただきます。）
（1）対象となるお客さま・・・過去3年以上キャッシュカードにより ATM をご利用されていない口座をお持ちの 65 歳以上のお客さま。
（2）上記のお客さまがキャッシュカードによるお振込みを希望される場合･･･平日営業時間内に当金庫の窓口にお申し出ください。本人確認の上、キャッシュカードによる振込みを可能とさせていただきます。

2．その他
なお、キャッシュカードによるお預入れお引出しは従来通り可能です。
※振り込め詐欺は上記「還付金詐欺」のほか、子や孫になりすます「オレオレ詐欺」や利用していないインターネットのサイトの利用料を請求する「架空請求詐欺」などがあります。不審に思う電話等がありましたら、当金庫窓口や最寄りの警察署にご相談下さい。

●店外キャッシュコーナー

設置場所	所在地	ＡＴＭ　稼動時間					
		平日	土曜日	日曜日	祝祭日	12月31日	1月1日～3日
クラソ・プレイス北上出張所	北上市本通り2-2-1	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00
和　賀　東　出　張　所	北上市和賀町藤根18-71-2	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	8:00～20:00	9:00～17:00
江釣子ショッピングセンター	北上市北鬼柳19-68	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00	10:00～20:00
湯　本　出　張　所	和賀郡西和賀町湯本30-78-1	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～19:00	9:30～17:00

※ ATM 障害対応及びカード紛失等の連絡受付は、下記の通りです。
平日午前９時から午後５時まで…お取引店（40 ページをご参照ください。）
上記以外の時間帯（24 時間受付）…カード通帳盗難紛失受付センター（TEL：0120-793714）
※相互入金業務提携金融機関…全国の信用金庫と第二地銀、信用組合、労働金庫です。なお、当提携業務に参加していない金融機関カードでのお取扱いはいたしておりません。
※相互支払業務提携金融機関…全国の信用金庫と全国の MICS 加盟金融機関（都銀、地銀、第二地銀、信組、労金、農協、信託銀行）及びゆうちょ銀行、イオン銀行です。

□ 提携セブン銀行 ATM

セブン－イレブンおよびイトーヨーカドー内にある
セブン銀行 ATM でご利用いただけます。

□ 提携ローソン銀行 ATM

全国のローソン銀行 ATM でご利用いただけます。

営業時間とATMご利用手数料

お引出し・残高照会・お預入れ	お引出し・お預入れ手数料	ご利用可能時間内
○平日　7：00 ～ 23：00 ○土曜日　8：00 ～ 23：00 ○日曜・祝日　8：00 ～ 23：00	一律　110 円（消費税含む） ＊残高照会は無料でご利用いただけます。	

キャッシュコーナー手数料

▼ご利用されるカードの種類とご利用時間帯により、下記の手数料がかかります。

平　日		8：00 ▼	8：45 ▼	18：00 ▼	21：00 ▼	
当金庫のカード	入　金	時間外	無料			時間外
	出　金	110円	無料	110円		
他信用金庫のカード（しんきん ATM ゼロネットサービス）	入　金	220円	無料	110円		
	出　金	220円	無料	110円		
他金融機関のカード（全国キャッシュサービス MICS）	入　金	220円	110円			
	出　金	220円	110円	220円		
ゆうちょ銀行のカード	入　金	220円	110円	220円		
	出　金	220円	110円	220円		
提携クレジットカード	ご　返　済	無料				
	キャッシング	無料		110円		

土曜日		8：00 ▼	9：00 ▼	14：00 ▼	17：00 ▼	19：00 ▼	20：00 ▼	
当金庫のカード	入　金	時間外	無料					時間外
	出　金	110円	無料	110円				
他信用金庫のカード（しんきん ATM ゼロネットサービス）	入　金	220円	110円			220円		
	出　金	220円	無料	110円		220円		
他金融機関のカード（全国キャッシュサービス MICS）	入　金	220円	110円	220円				
	出　金	220円	110円	220円				
ゆうちょ銀行のカード	入　金	220円	110円	220円				
	出　金	220円	110円	220円				
提携クレジットカード	ご　返　済	取扱なし	無料					
	キャッシング	取扱なし	無料	110円				

日曜日・祝日		8：00 ▼	9：00 ▼	17：00 ▼	20：00 ▼	
当金庫のカード	入　金	時間外	無料			時間外
	出　金	110円				
他信用金庫のカード（しんきん ATM ゼロネットサービス）	入　金	220円				
	出　金	220円				
他金融機関のカード（全国キャッシュサービス MICS）	入　金	220円				
	出　金	220円				
ゆうちょ銀行のカード	入　金	220円				
	出　金	220円				
提携クレジットカード	ご　返　済	取扱なし	無料			
	キャッシング	取扱なし	110円			

※　上記の手数料には、消費税が含まれています。
※　当金庫のカードは、365 日ご利用できます。（ただし、システムにおける保守等により稼働時間の短縮等を行うことがあります。）
※　12 月 31 日および 1 月 1 日・2 日・3 日に当金庫 ATM コーナーをご利用の場合は、日曜日・祝日と同じ手数料がかかります。
※　当金庫のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行の ATM･CD をご利用の場合は、平日 8:45 ～ 18:00、土曜日 9:00 ～ 14:00 は 110 円（消費税込み）、それ以外の時間帯は、220 円（消費税込み）の手数料がかかります。
※　12 月 31 日にゆうちょ銀行のカードをご利用の場合、および当金庫のキャッシュカードでゆうちょ銀行の ATM･CD をご利用の場合については、12 月 31 日が平日の場合は、終日 110 円、土曜日の場合は、9：00 ～ 14：00 の間は 110 円、14：00 ～ 17：00 の間は 220 円、日曜日の場合は、終日 220 円の手数料がかかります。
※　カードを併用しない通帳のみでの払戻し、通帳のみでの通帳からの振込・振替はご利用いただけません。
※　通帳記入は、当金庫およびほかの信用金庫（一部例外があります。）が発行した通帳のみご利用いただけます。
※　他金融機関カードでのお預け入れは、「入金ネット提携金融機関」に限らせていただきます。
※　店舗により、上記稼働時間と異なる場合があります。

キャッシュカード･通帳･印鑑等の紛失･盗難等に関するお問い合わせ

・ 偽造・盗難カード被害等に遭われた場合

すぐに下記の取引店の受付先にお電話、またはご来店ください。

・ 通帳や印鑑を紛失したり盗難に遭われた場合

すぐに下記の取引店の受付先にお電話、またはご来店ください。口座から出金ができないよう事故設定を致します。
店舗の営業時間外は、「カード通帳盗難紛失受付センター」にてお受けしております。受付時間は下記の表をご覧ください。

ご注意

・電子メールでのお届けはお受けできませんのでご遠慮願います。
・電話でのお届けは緊急の仮受付となりますので、なるべく早く取引店へご来店いただき、書面による所定のお手続きを行っていただきます。その際お取引印やご本人が確認できる書類、その他の書類が必要な場合がありますので、営業時間内（9:00 ～ 15:00）に取引店へお問い合わせください。
・通帳・証書・カード再発行や印鑑の変更、発見についても書面による所定のお手続きが必要となりますので、取引店にお電話等でご連絡のうえなるべく早くご来店ください。

曜日等	電話による受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平　日	9：00 ～ 17：00	本店・北上駅前支店	0197-63-2307
		藤　根　支　店	0197-73-5231
		西　和　賀　支　店	0197-82-2220
		常　盤　台　支　店	0197-63-6171
		大　堤　支　店	0197-67-2332
		柳　原　支　店	0197-63-2244
		むらさきの支店	0197-66-3133
		東　支　店	0197-63-8511
上記以外の時刻（24 時間受付）		カード通帳盗難紛失受付センター	0120-793714

当金庫の取扱手数料一覧（2026年4月1日現在）

1．為替手数料（消費税込）

⑴ お振込手数料（1 件につき）

ご利用区分		お振込先	手数料
窓口をご利用の場合	・当金庫指定の振込用紙、企業作成の振込依頼書による振込の場合	当金庫内	550 円
		他の金融機関	1,100 円
ATM をご利用の場合	・当金庫のキャッシュカードをご利用の場合	当金庫内	無料
		他の金融機関	550 円
	・現金によるお振込みの場合 ・他金融機関のキャッシュカードをご利用の場合	当金庫内	440 円
		他の金融機関	770 円
インターネットをご利用の場合（別途ご契約が必要です。）	・インターネットバンキング（ＩＢ） ・ファームバンキング（ＦＢ）	当金庫内	無料
		他の金融機関	220 円
為替自動振込（事前にお手続きが必要です。）	・ご指定の口座から毎回自動で送金するご契約	当金庫内	無料
		他の金融機関	660 円

※ ATM やインターネットバンキングをご利用の場合の手数料は、窓口をご利用いただく場合よりもお得となっております。
※ 障がい者手帳をお持ちの方で、窓口をご利用の場合は、ATM をご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
※ ATM 振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定の ATM 利用手数料が必要となります。
※ IB、FB 振込をご利用の場合、振込手数料とは別に当金庫所定の月額利用料が必要となります。

⑵ 給与振込手数料

従業員様の給与受け取り口座が当金庫の場合は、無料です。
従業員様の給与受け取り口座が当金庫以外の場合、給与振込データのお預かり形態に応じて、以下の通り手数料を申し受けます。
なお、お振込データのお預かりと振込資金のご準備は、振込日の 2 営業日前の午後 2 時までとしておりますが、それ以降となった場合は、窓口ご利用時のお振込手数料を適用させていただきます。

受取口座	データ持込方法	振込明細提出日	振込資金交付日	手数料
当金庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	無料
	ＦＤ／ＤＶＤ持込	振込日の 3 営業日前まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	
	データ伝送持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	
他行庫に開設の口座	給振依頼書持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	110 円
	ＦＤ／ＤＶＤ持込	振込日の 3 営業日前まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	
	データ伝送持込	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	振込日の 2 営業日前の午後 2 時まで	

※ 賞与振込の場合も給与振込と同様のお取り扱いとさせていただきます。

【上記振込明細書提出日及び振込資金交付日を超えた場合の振込手数料】

データ持込み方法	給与振込手数料
給振依頼書持込	窓口をご利用の場合の振込手数料を適用いたします。
FD/DVD 持込	ファームバンキング振込手数料を適用いたします。
データ伝送持込	インターネットをご利用の場合の振込手数料を適用いたします。

⑶送金小切手による送金手数料（1 件につき）

ご送金先		手数料
同一店舗内	普通扱い	無料
当金庫本支店	普通扱い	無料
他の金融機関	普通扱い	660 円

⑷ 代金取立手数料（1 通につき）

お振込先		手数料
当金庫内	普通扱い	440 円
他の金融機関	電子交換	880 円
	個別取立	1,100 円

※ 「預金小切手プラン」の代金取立手数料は無料です。
※ 個別取立とは、電子交換所不参加金融機宛の手形・小切手取立や電子交換所による取立ができないなど、個別に郵送対応が必要な場合をいいます。

⑸ お振込・ご送金の訂正・組戻にかかる手数料

手数料区分	お振込先	手数料
振込訂正手数料 口座番号・受取人名などを訂正する場合	当金庫内	550 円
	他の金融機関	
送金・振込組戻料 お振込を取り消す場合	当金庫内	330 円
	他の金融機関	660 円

※ ただし、手続き費用等が 660 円を超える場合は、実費を申し受けます。

⑹ その他諸手数料（1 件あるいは 1 通につき）

手数料区分	お振込先	手数料
取立手形組戻料	当金庫内	1,100 円
	他の金融機関	
不渡手形返却料	当金庫内	1,100 円
	他の金融機関	
取立手形店頭呈示料		1,100 円

※ ただし、手続き費用等が 1,100 円を超える場合は、実費を申し受けます。

2．預金関連手数料（消費税込）

⑴ ＡＴＭ利用手数料

ご利用カード	利用時間		出金手数料	入金手数料
当金庫カード	平日	08:00 ～ 08:45	110 円	無料
		08:45 ～ 18:00	無料	
		18:00 ～ 21:00	110 円	
	土曜日	08:00 ～ 09:00	110 円	無料
		09:00 ～ 14:00	無料	
		14:00 ～ 20:00	110 円	
	日曜日・祝日	08:00 ～ 20:00	110 円	無料

※ 当金庫以外のカードをご利用の場合は、カード種類とご利用時間帯により異なりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

⑵ 再発行手数料

項目		手数料
通帳	1 冊あたり	1,100 円
証書	1 枚あたり	1,100 円
キャッシュカード	1 枚あたり	1,100 円

⑶ しんきん電子マネーチャージサービス

項目	手数料
15,000 円未満	55 円
15,000 円以上	無料

⑷ 資金移動・アンサー取引

項目			手数料
個人インターネットバンキング（個人 IB）（HB、テレバン、オンライン取引を含む）		1 か月あたり	無料
法人インターネットバンキング（法人 IB）	オンライン取引のみ（残高照会、資金移動、税金・各種料金支払い）	1 か月あたり	1,100 円
	オンライン取引＋データ伝送（総合振込、口座振替、給与・賞与振込）	1 か月あたり	3,300 円
ファームバンキング（FB）		1 か月あたり	3,300 円
アンサーサービス（ANSER － VALUX）（ＦＡＸ接続のみ）		1 か月あたり	1,100 円

※ FAX 接続以外でのアンサー契約における通知照会取引は、無料といたします。
※ テレバン（テレホンバンキング）の法人契約はできません。
※ HB（ホームバンキング）・テレバン資金移動契約については、複数チャネルからのご利用が可能となります。ただし、複数のチャネルをご利用になる場合は、チャネルごとに契約が必要となります。
※ HB・テレバンにおける照会取引のみの契約は、無料です。
※ IB については、別途前項 1.（1）お振込手数料に記載の手数料がかかります。

⑸ 地方税納付および付帯物件取次手数料

お振込先		手数料
他の金融機関	納付書 1 件につき	1,100 円

※ 当金庫が指定金融機関または収納代理金融機関となっていない地方税の納付の場合。
※ 付帯物件がある振込の場合。
※ 振込手数料が別途必要となります。

当金庫の取扱手数料一覧（2026年4月1日現在）

⑹ でんさいサービス基本料

項　　目		手数料
でんさいサービス	1 か月あたり	1,100 円

※　法人インターネットサービスご利用の方は無料となります。
※　でんさいライトの基本料は無料です。

⑺ その他預金関連

項　　目		手数料
小切手帳	1 冊あたり	11,000 円
手形帳	50 枚綴り 1 冊あたり	11,000 円
保護預かり	1 か月あたり	110 円
貸金庫・小（常盤台支店）	1 か年あたり	7,920 円
貸金庫・大（常盤台支店）	1 か年あたり	10,560 円
貸金庫・小（柳原支店）	1 か年あたり	9,900 円
貸金庫・中（柳原支店）	1 か年あたり	13,200 円
貸金庫・大（柳原支店）	1 か年あたり	16,500 円
夜間金庫	1 か月あたり	5,500 円
摘要入力	伝票 1 枚あたり	110 円
未利用口座管理手数料	1 口座あたり／年間	1,320 円
紙帳票取扱手数料	1 種類あたり	3,300 円
当座勘定照合表	1 通あたり	220 円
通帳未記入取引照合表	1 通あたり	1,100 円

※　未利用口座管理手数料については、普通預金口座（総合口座含む）及び貯蓄預金口座のうち、最後のお取引から 2 年以上、一度もお取引のない口座が対象です。ただし、該当口座の残高が 1 万円以上の場合や、借入・定期性預金の取引がある場合を除きます。
※　紙帳票取扱手数料とは別に、別途振込手数料、口座振替手数料がかかります。
※　紙帳票取扱手数料は、指定日ごとに 1 件の取扱いといたします。
※　照合表が 2 枚以上にわたる場合も 1 通として取り扱います。ただし、当座勘定照合表については複数月、通帳未記入取引照合表については複数回の集約分をご希望の場合は、その分の手数料がかかります。

3. 両替・硬貨入金等手数料（消費税込）

⑴ 両替・金種指定払戻手数料

両替または払戻の際の紙幣および硬貨の合計枚数に応じて、次の通り手数料を申し受けます。

お取扱い枚数	手数料
20 枚以下	無　料
21 枚～ 500 枚	550 円
501 枚～ 1,000 枚	1,100 円
以降 500 枚毎に 550 円を加算します。	

※　金種の状況によっては両替をお断りさせていただく場合がございます。
※　お取扱い枚数は、ご持参した紙幣・硬貨の合計枚数とお持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数の、いずれか多い方の枚数となります。
※　同時に複数の両替を依頼される場合は 1 回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。
※　1 万円札は指定枚数に含みませんが、新券指定の場合は、指定枚数に含みます。
※　払戻に際して、同一名義または複数名義で一度に複数取引を行う場合は、紙幣・硬貨の合計枚数に応じて、手数料を申し受けます。
※　渉外担当者が依頼を受けた両替及び金種指定払戻につきましても、本手数料を申し受けます。
※　給与・賞与支払資金の払戻は、本手数料の対象外といたします。

⑵ 硬貨入金手数料（ご入金・各種払込代金受入）

お取扱い枚数	手数料
100 枚以下	無　料
101 枚～ 500 枚	550 円
501 枚～ 1,000 枚	1,100 円
以降 500 枚毎に 550 円を加算します。	

※　同時に複数の硬貨入金を依頼される場合は、1 回としてその合計枚数に応じた手数料を申し受けます。なお、同日に複数回のお取扱いがあった場合は、合計枚数に応じた手数料といたします。
※　夜間金庫をご利用のお客さまは無料となります。
※　募金、寄付金、義援金の払込みは、上記手数料の対象外となります。

⑶ 汚損した現金および記念硬貨の交換

汚損した現金および記念硬貨の交換の場合は、従来どおり無料とさせていただきます。なお、この交換は、最低枚数金種または同等の金種での両替となります。

4. 融資関連手数料（消費税込）

住宅ローン取扱手数料（保証付）			融資実行額× 2.2%（不課税）	
住宅ローン取扱手数料（保証無）			110,000 円	
しんきん保証基金付無担保住宅ローン取扱手数料			5,500 円	
保証会社付新型きたしん住宅ローンで固定金利を選択した場合（当初固定金利選択時は除く）			33,000 円	
不動産担保取扱手数料	◎新規設定の場合			
	住宅ローン以外の担保権の場合	担保権1億円未満	22,000円	手数料は担保権の金額により異なります。登記簿謄本、公図、登記費用等は含まれません。別途実費負担となります。
		担保権1億円以上	44,000円	
		営業地区外1件につき	設定手数料＋33,000円	他に旅費、交通費等は依頼人負担となります。
	◎変更の場合			
	住宅ローンの担保権の場合	5,500円	抵当（根抵当）権の変更は担保の一部解除、差替、追加、債務者の変更、極度額の変更、順位変更等です。変更の都度手数料をお支払いいただきます。	
	住宅ローン以外の担保権の場合	11,000円		
条件変更手数料		11,000円	返済方法の変更、期限の変更、債務者の変更、保証人の変更（死亡時除く）	
返済予定表再発行手数料		550円	紛失時のみ。	
繰上償還手数料 証書貸し付けが対象となります。繰り上げ償還の都度手数料をお支払いいただきます。 ※令和4年4月1日以前の保証会社付新型きたしん住宅ローンについては契約当時の『変動金利･固定金利選択型利用のご案内』に基づいてお支払いいただきます。				
	保証会社付新型きたしん住宅ローン	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	返済元金× 1%（不課税） ※下限は 30,000 円（不課税）	
	収益物件貸出	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	返済元金× 1%（不課税）	
	上記以外	◎一部繰上償還 ◎全部繰上償還	11,000 円	
事業者カードローン発行手数料			3,300 円	

5. 証明書発行手数料（消費税込）

項　　目			手数料
残高証明書	継続発行（毎月）	1 通あたり	440 円
	継続発行（不定期）	1 通あたり	880 円
	都度発行	1 通あたり	1,100 円
	英文定型発行	1 通あたり	1,650 円
	所定用紙以外	1 通あたり	2,200 円
支払利息証明書		1 通あたり	880 円
取引履歴証明書	過去 15 年まで		2,200 円 ＋用紙 1 枚につき 22 円
	過去 15 年超		22,000 円 ＋用紙 1 枚につき 22 円
融資証明書			11,000 円
住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書			無　　料

※　所定用紙以外での発行および英文定型用紙での発行につきましては、手書きで対応となります。

6. 株式および出資金払込取扱手数料（消費税込）

項　　目	手数料
株式および出資金払込取扱手数料	取扱金額の 1,000 分の 1.10 および 受付票 1 通につき 3,300 円

7. 個人情報開示等手数料（消費税込）

項　　目		手数料
利用目的通知手数料	1 通あたり	550 円
個人情報開示手数料	1 通あたり	1,100 円

8. 信託契約事務にかかる取扱手数料（消費税込）

項　　目		手数料
相続信託、暦年信託 新規契約	1 契約あたり	33,000 円

※　追加、中途解約は無料といたします。

注 1.　ご不明な点がありましたら、窓口にお問い合わせ下さい。
注 2.　手数料についての減免措置は原則行いません。

以上

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧
信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する事項……ページ

①事業の組織……12

②理事・監事の氏名及び役職名……13

③会計監査人の氏名又は名称……18

④事務所の名称及び所在地……40

2. 金庫の主要な事業の内容……12

3. 金庫の主要な事業に関する事項

（1）直近の事業年度における事業の概況 …… 4

（2）直近の５事業年度における主要な事業の状況を示す指標

①経常収益……4

②経常利益又は経常損失…… 4

③当期純利益又は当期純損失…… 4

④出資総額及び出資総口数…… 4

⑤純資産額…… 4

⑥総資産額……4

⑦預金積金残高……4

⑧貸出金残高……4

⑨有価証券残高……4

⑩単体自己資本比率…… 4

⑪出資に対する配当金…… 4

⑫職員数……4

（3）直近の２事業年度における事業の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標

ア．業務粗利益、業務粗利益率及び業務純益……21

イ．資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支……21

ウ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや……22

エ．受取利息及び支払利息の増減……22

オ．総資産経常利益率……21

カ．総資産当期純利益率……21

②預金に関する指標

ア．流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他預金の平均残高……23

イ．固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高……23

③貸出金等に関する指標

ア．手形貸付、証書貸付、当座貸越及び 割引手形の平均残高 ……23

イ．固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高 ……23

ウ．担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額 ……23

エ．使途別の貸出金残高 ……24

オ．業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合 ……24

カ．預貸率の期末値及び期中平均値 ……24

④有価証券に関する指標

ア．商品有価証券の種類別の平均残高 ……25

イ．有価証券の種類別の残存期間別の残高……25

ウ．有価証券の種類別の平均残高 ……26

エ．預証率の期末値及び期中平均値 ……26

4. 金庫の事業の運営に関する事項

（1）リスク管理の体制 ……36

（2）法令等遵守の体制……37

（3）中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況……7 ～ 10

（4）金融 ADR 制度への対応 ……38

5. 金庫の直近の２事業年度における財産の状況に関する事項

（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書……17 ～ 18

（2）金融再生法開示債権の状況 ……28

（3）自己資本の充実の状況 ……29 ～ 35

（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益

①有価証券……26

②金銭の信託……27

③規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引 ……27

（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……33

（6）貸出金償却の額……24

（7）会計監査人の監査報告……18

（8）報酬等に関する事項……13

（9）財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性確認……18

6. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項 ……4、13

関連団体 ～信用金庫業界の関連団体のご案内～

信金中央金庫 ～信用金庫の中央金融機関～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

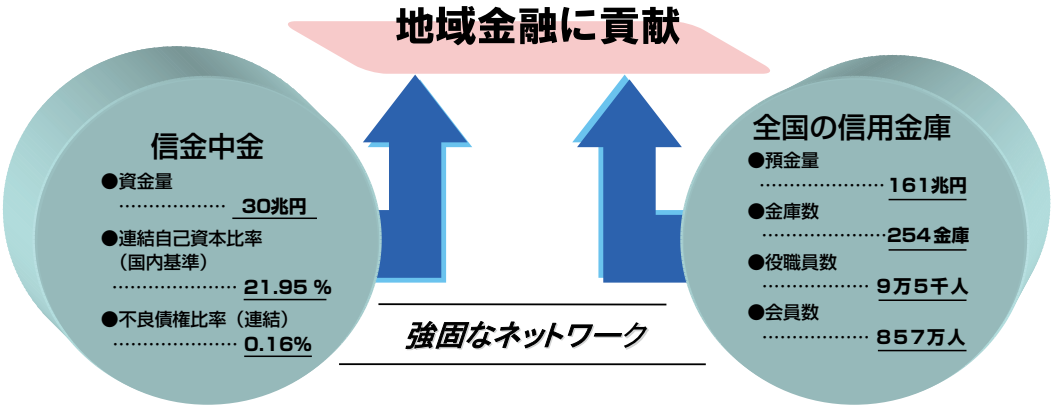

2026年3月末現在

信用金庫の多様な業務サポート

- 中小企業のビジネスマッチングや海外展開のサポート
- 個人の資産形成や相続にかかる業務のサポート
- 地域創生やデジタルの活用など

信用金庫の経営サポート

- 信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- 信用金庫の業務効率化のサポート
- 信用金庫の健全性確保に向けたサポート

信用金庫業界の資金運用

- 信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用

総合力で地域金融をバックアップ

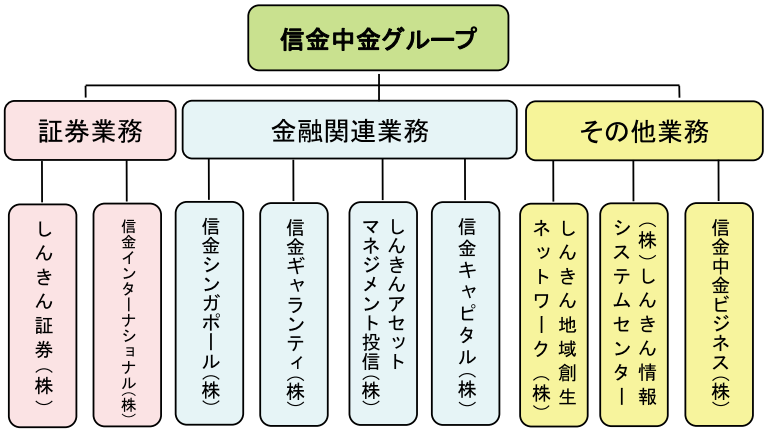

邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ(Moody's)	A1
S&Pグローバル・レーティング（S&P）	A
格付投資情報センター（R&I）	A+
日本格付研究所（JCR）	AA

2026年3月末現在

地元とともに

北上信用金庫

〒024-0094　岩手県北上市本通り一丁目５番30号
TEL0197-63-2307（代）
https://www.shinkin.co.jp/kitakami/